別紙　　（期間入札の場合）

条件付き一般競争入札（事後審査方式）の公告

公 告 日	令和4年6月22日	
工事番号	都建第41号	
工　　種	建築	
工 事 名	矢水町第1住宅1号棟外壁改修工事	
施工場所	小矢部市　矢水町　地内	
工事完成期限	令和4年10月 7日	
工事概要	（市営住宅 RC造 2階建 延べ面積265.92m2） 外壁改修工事 壁面503.7m2、外部巾木59.4m2、階段室79.1m2 防水改修工事 外壁目地ｼｰﾘﾝｸﾞ266.5m、開口部周りｼｰﾘﾝｸﾞ72.3m 塗装工事 一式	
予定価格	6,310,000 円(消費税及び地方消費税相当額を除く)	
低入札調査基準価格	設定有り 当該基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、入札参加者に結果を通知する。	
入札参加資格	本店、支店又は営業者の所在地	・小矢部市内に主たる営業所を有する者 ・準市内業者に認定された者
	等級又は総合評価値	・令和３・４年度小矢部市建設工事入札参加資格者名簿の建築工事において、Ｂ等級又はＣ等級に登録されている者
	その他	・小矢部市条件付き一般競争入札実施要領第３条
入札方法		期間入札
入札書の提出方法		持参又は郵送
入札書の提出期間		令和4年6月27日　から　令和4年7月4日　まで 持参の場合の受付時間は市役所開庁日の8時30分～17時15分 郵送の場合は、期日内に指定郵便局必着
入札書の提出先		総務部財政課
開札日時	令和4年7月6日　9時33分	
開札場所	小矢部市役所 講堂（４階）	
入札保証金	免除	
契約保証金	納付必要（請負代金額が500万円以上の場合）	
積算内訳書	要（入札時に、入札書と同封して提出）	
入札の無効	小矢部市期間入札実施要領第７条による	
設計図書の配布	小矢部市ホームページ「事業者向け」―「入札案内・資格申請」に掲載する設計図書を、ダウンロードにより取得する。	
設計図書に対する質問期間		令和4年6月29日
質問に対する回答期限		令和4年7月1日

令和４年度　　都建第41号

矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事

工 事 実 施 設 計 書

小 矢 部 市

令和４年度　　小矢部市役所

課長	課長補佐	設計	精算	浄書

設　　計　　書

小矢部市矢水町地内

矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事

工事金　　円　（うち消費税及び地方消費税相当額　　円）

工事 大要	矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事 （市営住宅　ＲＣ造　２階建　延べ面積265.92㎡） ・外壁改修工事　　壁面503.7㎡、外部巾木59.4㎡、階段室79.1㎡ ・防水改修工事　外壁目地シーリング266.5m、開口部周りシーリング72.3m ・塗装工事　一式

本工事費内訳書

符号	名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　　考
	矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事						
・	純工事費						
	直接工事費		1.0	式			
	共通仮設費		1.0	式			
	（内　指定仮設費）		1.0	式			
	小　計						（1）
・	諸経費						
	現場管理費		1.0	式			
	一般管理費		1.0	式			
	小　計						（2）
	合　計	（1）＋（2）					
	（工事価格）						（3）
・	消費税及び地方消費税相当額	（3）×10%					（4）
・	請負対象工事費計	（3）＋（4）					

符号	名　　称	摘　要　・　規　格	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
I	矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事						
1	直接仮設工事		1.0	式			
2	外壁改修工事		1.0	式			
3	防水改修工事		1.0	式			
4	塗装工事		1.0	式			
5	その他雑工事		1.0	式			
	小　計						

符号	名　　称	摘　要　・　規　格	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
1	直接仮設工事						
	墨出し	外壁改修面積	503.7	m2			
	養生	外壁改修面積	503.7	m2			
	整理清掃後片付け	足場廻り含む	39.9	m2			
	外部足場	枠組本足場(手すり先行方式) 建枠600、運搬費共	454.8	m2			
	脚立足場	運搬費共	39.9	m2			
	内部階段仕上足場	単管使用　運搬費共	15.8	m2			
	開口部窓・扉等養生	養生シート張り	72.3	m2			
	発生材処分	混合ｺﾝﾃﾅ２m3　運搬費共	1.0	台			
	小　計						

符号	名　　称	摘　要　・　規　格	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
2	外壁改修工事						
	(壁面)						
	施工数量調査	打放し面、軒天 仕上塗材改修	503.7	m2			
	シーリング撤去	集積共	338.8	m			
	高圧水洗	ケレン・清掃共　高圧ﾎﾟﾝﾌﾟ30MPa 既存塗膜及び下地劣化部の除却	503.7	m2			
	外壁(バルコニー含む) 透湿性防水形複層材E	ゆず肌状ローラー仕上げ 下地調整C-1共	503.7	m2			
	(外部巾木)						
	高圧水洗	ケレン・清掃共　高圧ﾎﾟﾝﾌﾟ30MPa 既存塗膜及び下地劣化部の除却	59.4	m2			
	下地調整塗材　C-1	既存塗膜面除去	59.4	m2			
	浸透性吸水防止材+超耐久性樹脂塗料	コンクリート打ち放し保護工法	59.4	m2			
	(階段室)						
	高圧水洗	ケレン・清掃共　高圧ﾎﾟﾝﾌﾟ30MPa 既存塗膜及び下地劣化部の除却	79.1	m2			
	下地調整塗材　C-2	既存塗膜面除去	79.1	m2			
	共用階段室 透湿性防水形複層材E	凹凸状	79.1	m2			
	小　計						

符号	名　　称	摘　要　・　規　格	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
3	防水改修工事						
	外壁目地シーリング	ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ25*10　PU-2	266.5	m			
	開口部周りシーリング	変性ｼﾘｺｰﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ10*10 MS-2	72.3	m			
	小　計						

符号	名　　称	摘　要　・　規　格	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
4	塗装工事						
	（軒裏）						
	高圧水洗	ケレン・清掃共　高圧ﾎﾟﾝﾌﾟ30MPa 既存塗膜及び下地劣化部の除却	83.0	m2			
	天井 バルコニー含む 合成樹脂エマルションペイント	EP塗り 工程A種 一般	83.0	m2			
	（タラップ）						
	下地処理	既存ケレン、サンダー掛けの上 素地調整３種C	2.1	m2			
	仝上　錆止め塗料	エポキシ樹脂	2.1	m2			
	中塗・上塗（２液型ウレタン樹脂） 耐候性塗料塗り	DP 鉄鋼面C種 3級 ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗料	2.1	m2			
	（建具）						
	鋼製扉　SD-2　下地処理	既存ケレン、サンダー掛けの上 素地調整３種C	6.1	m2			
	仝上　錆止め塗料	エポキシ樹脂	6.1	m2			
	中塗・上塗（２液型ウレタン樹脂） 耐候性塗料塗り	DP 鉄鋼面C種 3級 ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗料	6.1	m2			
	小　計						

符号	名　　称	摘　要　・　規　格	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	(竪樋)						
	下地処理	既存ケレン、サンダー掛けの上 素地調整３種C	26.8	m2			
	仝上　錆止め塗料	エポキシ樹脂	26.8	m2			
	合成樹脂エマルションペイント	EP塗り　工程A種　一般	26.8	m2			
	（プロパン庫）						
	外壁 高圧水洗	ケレン・清掃共　高圧ﾎﾟﾝﾌﾟ30MPa 既存塗膜及び下地劣化部の除却	7.8	m2			
	下地処理	既存ケレン、サンダー掛けの上 素地調整3種C	7.8	m2			
	仝上　錆止め塗料	弱溶剤形エポキシ樹脂塗装・上塗(ウレタン樹脂塗装)	7.8	m2			
	中塗・上塗(２液型ウレタン樹脂) 耐候性塗料塗り	DP 鉄鋼面C種 3級 ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗料	7.8	m2			
	(外部電気メーター)						
	外壁 高圧水洗	ケレン・清掃共　高圧ﾎﾟﾝﾌﾟ30MPa 既存塗膜及び下地劣化部の除却	2.1	m2			
	下地処理	既存ケレン、サンダー掛けの上 素地調整3種C	2.1	m2			
	仝上　錆止め塗料	弱溶剤形エポキシ樹脂塗装・上塗(ウレタン樹脂塗装)	2.1	m2			
	中塗・上塗(２液型ウレタン樹脂) 耐候性塗料塗り	DP 鉄鋼面C種 3級 ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗料	2.1	m2			
	小　計						
	計						

符号	名　　称	摘　要　・　規　格	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
5	その他雑工事						
	(段鼻)						
	階段滑り止め金具	真ちゅう W＝35　ゴム入り　直貼りタイプ	30.0	m			
	計						

矢 水 町 第 1 住 宅 1号棟外壁改修工事

修繕計画図		
番号	図面名	縮尺
Ａ－ ０１	図面リスト	—
Ａ－ ０２	広域案内図・附近見取図	—
Ａ－ ０３	特記仕様書　１（共通）	—
Ａ－ ０４	特記仕様書　２（改修１）	—
Ａ－ ０５	特記仕様書　３（改修２）	—
Ａ－ ０６	敷地配置図	1/400
Ａ－ ０７	１階平面図	1/100
Ａ－ ０８	２階平面図	1/100
Ａ－ ０９	立面図	1/100
Ａ－ １０	断面図	1/100
Ａ－ １１	平面詳細図	1/50
Ａ－ １２	階段詳細図	1/50

表紙共　１２ 枚

特記事項	工事名 矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事	設計	検図		No. A －01
	図　名 図 面 リ ス ト	縮尺 －	月日		

広域案内図

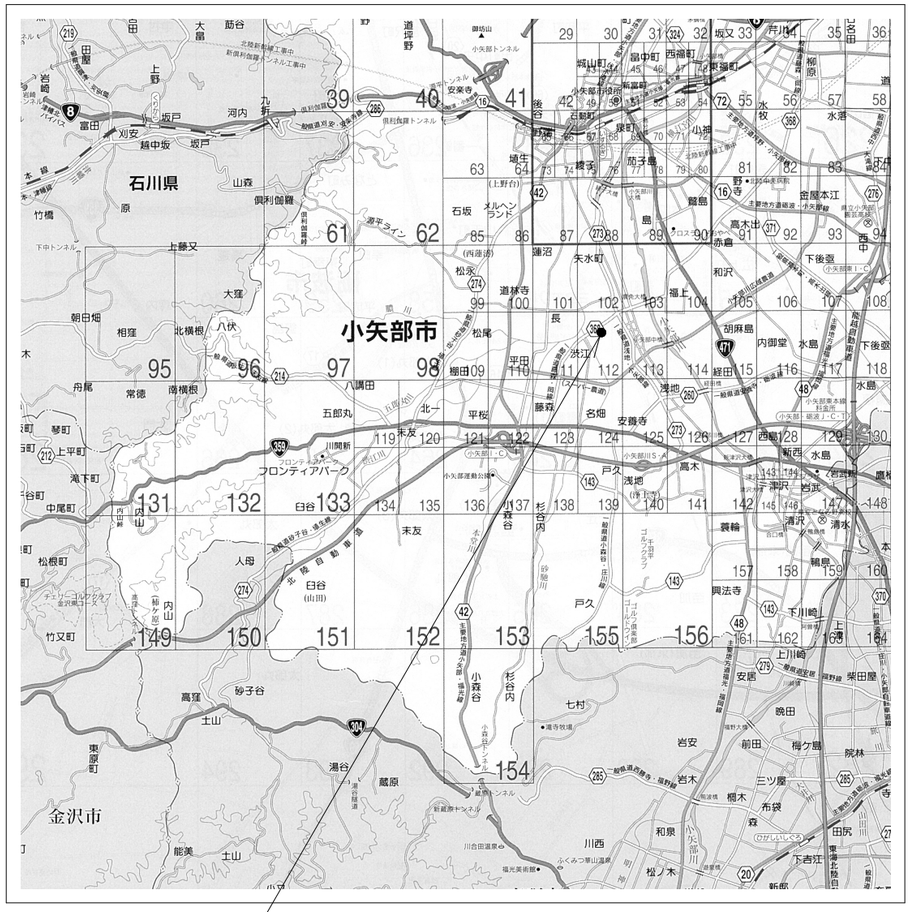

施行場所：小矢部市　矢水町　地内

附近見取図

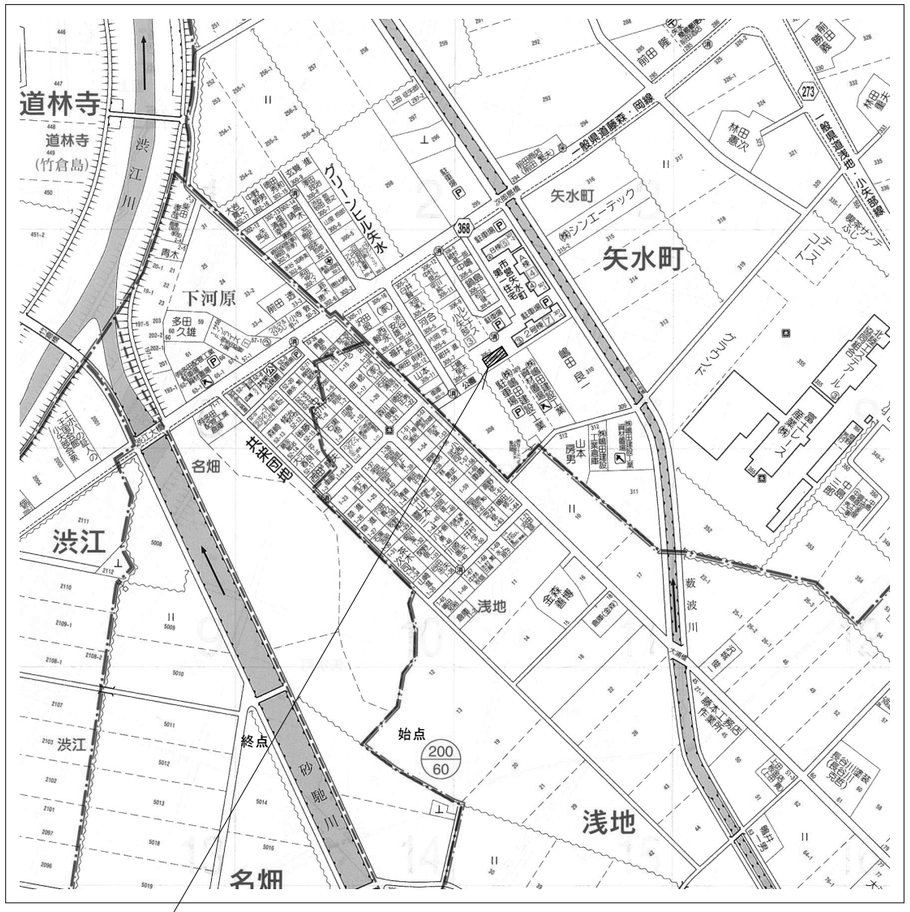

富山県小矢部市矢水町306番地2（１号棟）

用途地域：指定なし
容　積　率：200%
建　幣　率：　60%
防火地域：指定なし

※１．附近見取図において、▨は施工場所を示す。

特記事項	工事名 矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事	設計	検図		No.
	図　名 広域案内図・附近見取図	縮尺	月日		A －02

仕 様 書

Ⅰ 工事概要

1．工事名称　　矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事

2．工事場所

地名　富山県小矢部市矢水町　地内	敷地面積　　1号棟：265.92㎡
都市計画区域　⊙内（・市街化区域　・市街化調整区域　⊙その他）　・外	
用途地域　－　地域	防火地域　－
構造　鉄筋コンクリート造	階数　1号棟： 2 階建
建築面積　132.96　m2	延べ面積　１号棟： 265.92　m2
屋根仕上　水硬性ゴム塗膜防水(H24年度改修)	
外壁仕上　透湿性防水形複層塗材E吹付	
建築物の用途（建築基準法）　：　共同住宅	
耐火建築物等の別　⊙耐火建築物　・準耐火建築物（・イ　・ロー１　・ロー２）　・その他	
最高高さ　7.0 m　最高軒高さ　6.7 m	居室床高さ　1.08 m
基礎形式	地盤の設計長期許容支持力度　KN/㎡
垂直積雪量　1.5m	
耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準）	構造体　・Ⅰ類　・Ⅱ類　⊙Ⅲ類　（重要度係数　・1.5　・1.25　・1.0）
	建築非構造部材　・Ａ類（出入口扉除く）　⊙Ｂ類
	建築設備　・甲類　⊙乙類

3．建物概要

4．工事範囲　　設計図書に記載する外壁改修工事、防水改修工事等

Ⅱ 建築工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下「標仕」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下「改修標仕」という。）による。

（2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記仕様

（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

（2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章	項　目	特　記　事　項

(1-1) 一般共通事項1

① 工事実績情報の登録
② 下請関係の適正化
③ 個人情報の取扱い
④ 環境への配慮

※ 適用する　（「工事カルテ受領書」の写しを提出）
本工事を下請けに付す場合は、「建設工事の下請関係の適正化に関する留意事項」を遵守すること。
「富山県土木工事共通仕様書」1-1-1-47個人情報取扱特記事項による。
(1)　建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
①　合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
②　接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③　接着剤は可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④　①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
(2)　設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
①　建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②　建築基準法施行令第20条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③　建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④　建築基準法施行令第20条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

⑤ 材料の品質等

(1)　本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
(2)　商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。
(3)　標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
(4)　本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されてことを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
①　品質及び性能に関する試験データを整備していること。
②　生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③　安定的な供給が可能であること。
④　法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤　製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥　販売、保守等の営業体制を整えていること。
(5)　製造業者等に関する資料の提出を求める材料
無収縮グラウト材、乾燥式保護材、既製調合モルタル、既製調合目地材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、自閉式上吊り引戸機構、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、移動間仕切、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、エポキシ樹脂、ポリマーセメントモルタル
床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、ルーフドレン、吸水調整材、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、可動間仕切、トップライト、鋳鉄製ふた

⑥ 地場産品の優先使用等

※ 地場産品の優先使用
受注者は、工事に使用する資材等について、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には県内地場産品（建設資材又は製品等で、県内で最終製造工程が施されたもの又は県内に本社本店を置く取扱業者から調達したものをいう。）を優先使用するものとする。
※ 県内企業の優先選定等
受注者は、工事に係る下請契約又は資材等納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は富山県内に本社・本店を置くものの中から選定するよう努めなければならない。

⑦ 発生材の処理等

※発生材は構外搬出処分とし、その費用も含め元請業者自らの責任において適正に処理するものとする。
※舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、適正に処理する。
・現場説明書による
※運搬、処分委託契約書の写しの提出
※マニフェスト管理一覧表の提出
・マニフェスト（A票、B2票、D票、E票）の写しの提出
・引渡しを要するもの（　　　）
・再利用を図るもの（　　　）
・特別管理産業廃棄物の種類（　　　）
・同上処理方法（　　　）
・分別を図るもの（　　　）
・再資源化を図るもの（　　　）

8 解体工事等

・再資源利用計画書等作成及び提出
・建設リサイクル法対象工事
・特定建設資材廃棄物の種類：
・再資源化施設の場所：

9 電気保安技術者
・適用する

10 監督職員事務所
⊙設けない（規模：　　　m2程度）
・

⑪ 工事用水
構内既存の施設　・利用できない　⊙利用できる（⊙有償　・無償）

⑫ 工事用電力
構内既存の施設　・利用できない　⊙利用できる（⊙有償　・無償）

⑬ 工事用仮設物
構内設置　⊙できる（施設管理者と協議の上決定する）　・できない

⑭ 施工機械
「富山県土木工事共通仕様書」1-1-1-33環境対策に記載の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。

⑮ 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱う。
(1)　契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
(2)　工事の全部の施工を一時中止している期間
(3)　上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等がおこなわれていない期間

⑯ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

次のいずれかに該当し、かつ、その期間が書面により明確となっている場合については、専任を要しない。
(1)　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
(2)　自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
(3)　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
(4)　(1)又は(2)に類した理由で、工事が不稼働である期間
(5)　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

⑰ 安全教育・訓練の実施

労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、すべての作業員を対象に、工事現場に即した安全教育・訓練等を、月当たり半日以上の頻度で実施するものとする。
「富山県土木工事共通仕様書」1-1-1-29　工事中の安全確保

⑱ 調査・試験に対する協力

公共工事労務費調査等の対象工事となった場合は、監督職員の指示により必要な協力をしなければならない。(富山県土木工事共通仕様書 1-1-1-13)

⑲ 工事特性・創意工夫社会性等の実施

受注者は、工事施工において、施工条件等への対応や自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに「富山県請負工事成績評定要領第4第7項に定める様式により提出することができる。

⑳ 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置

受注者は、本工事を施工するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を監督職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、下請業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には速やかにその旨を報告するよう指導し、下請業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を監督職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

㉑ 低入札となった場合における技術者の増員等

①　工事に係る入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者が受注者となった場合における技術者の配置については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めることによる。
(1)　建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる工事の場合
専任配置が義務付けられている技術者とは別に、同法の規定により監理技術者の配置が義務付けられる工事にあっては監理技術者の資格を有する者を、それ以外の工事にあっては主任技術者になり得る資格を有する者を１人、専任にて配置するものとする。この場合において、これらの工事に配置する技術者は、受注者と３ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。
(2)　建設業法の規定による技術者の専任配置が義務づけられていない工事の場合
同法の規定により配置が義務付けられている技術者を、専任にて配置するものとする。
②　１の(1)により別に配置される技術者は、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様の職務を行うものとする。
3　工事に係る入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が受注者となった場合下記試験項目の試験頻度を２倍とする。

工　事	試験項目（「標仕」項目）
地業工事	・ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸの根固め液及び杭周囲固定液の管理試験（4.3.4）
	・ｽﾗﾝﾌﾟ、空気量、塩化物量、強度試験（4.5.3）
鉄筋工事	・圧接完了後の試験（5.4.9）
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	・ｽﾗﾝﾌﾟ、空気量、塩化物量、強度試験（6.9.2）（6.9.3）（6.9.4）（6.9.5）
鉄骨工事	・溶接部の試験（7.6.11）
	・ｽﾀｯﾄﾞ溶接後の試験（7.7.5）
石工事	・引抜き耐力の確認試験（10.2.2）
ﾀｲﾙ工事	・接着力試験（11.1.5）
金属工事	・引抜き耐力の確認試験（14.1.3）
ﾕﾆｯﾄ及びその他工事	・引抜き耐力の確認試験（20.2.4）
舗装工事	・CBR、締固め度、厚さ、切取り、抽出試験（22.2.5）（22.3.5）（22.4.6）
	（22.5.6）（22.6.6）（22.7.6）

22 近接して工事を発注する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額については、富山県が先行発注した下記の工事（以下、「先行工事」という。）の受注者がその工事の工事完成日までに本工事についても受注した場合には、全工事の設計額の合計額より定まる率によって算定した諸経費等から、先行工事にかかる諸経費等を控除した額をもって速やかに再計算し、変更するものとする。
工事番号：　　　　工事名：　　　　工事

23 総合評価方式

※　受注者は、実際の施工に際しては、事前に提出し適正とされた技術資料（技術提案書又は簡易な施工計画）の内容を履行すること。
※　受注者は、事前に提出した総合評価方式に係る技術資料に記載した配置予定技術者を配置しなければならない。
※　上記２項目を履行できない場合及び受注者が事前に提出した総合評価方式に係る技術資料に記載した内容に虚偽の報告があった場合においては、富山県公共工事総合評価方式施行要領に基づき工事成績の減点（標準型においては、工事成績の減点及び違約金の徴収）をすることがある。
・　本工事は「登録基幹技能者の配置」を活用した試行工事であり、受注者は、下記工種において登録基幹技能者を配置する場合は、あらかじめ施工計画書により、登録者情報や配置予定期間、作業内容等を発注者に報告することとし、配置予定期間及び完成検査時において、発注者による履行の確認を行うこととする。なお、履行が確認できない場合、富山県公共工事総合評価方式試行要領に基づき工事成績の減点をすることがある。
対象工種　　・〇〇工　・□□工　　・△△工
・　この工事は「下請負契約における県内企業の活用」を評価の対象とした試行工事である。施工時及び完成検査時において、発注者による履行の確認を行うこととする。なお、受注者の責に帰すべき理由により、入札時の申請に反して、施工時に県内企業の活用ができなかった場合には、工事成績評定点を３点減点する。

24 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置

※　本工事において、建設業法第26条第３項ただし書きの適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の(1)から(9)の要件を全て満たさなければならない。
(1)　建設業法第26条第３項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
(2)　監理技術者補佐は、１級建築施工管理技士補及び１級建築施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
(3)　監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
(4)　同一の特例監理技術者を配置できる工事は、同時に２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。
(5)　兼務する工事が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。なお、範囲については、工事現場が同一の土木センター、事務所管内にあること。
(6)　特例監理技術者が兼務できる工事は、24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事以外の工事でなければならない。
(7)　特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
(8)　特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
(9)　監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。
⊙　本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、上記(1)から(9)の事項について確認できる書類を提出すること。
⊙　本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

㉕ 完成図等

⊙ 着工時製本　　⊙原図版　1　部　・縮小版　A4　版　3　部
⊙ 完成図製本（黒表紙）　⊙原図版　1　部　・縮小版　A4　版　2　部
⊙ 完成図ＣＡＤデータ　⊙ＣＤ－Ｒ　２部
⊙ 施工図　⊙保全に関する資料

㉖ 工事写真

撮影時	規　格	撮影箇所数	部数	備考
着工前	⊙L版程度（3枚/頁）	適正数	1部	デジタルカメラは130万～300万画素
施工中	⊙サムネール版			
完成時	⊙L版程度（3枚/頁）	適正数	1部	

㉗ 施工図等の取扱い
施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

㉘ 電子納品
※電子納品対象工事
以下の示す書類を電子納品する。
※工事写真　・施工計画書　・完成図(CADデータ)　・参考図(ラスターデーター)

29 快適な仮設トイレの設置工事

本工事は、建設現場をより働きやすい環境に改善するため、受注者が希望すれば、快適に使用できる仮設トイレ（洋式トイレ・快適トイレ）を設置することができる工事である。
快適な仮設トイレの設置工事の実施にあたっては、「快適な仮設トイレの設置工事」についてのお知らせによるものとする。このお知らせは、富山県土木部建設技術企画課のホームページから入手できる。(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/index.html)

30 週休2日制モデル工事

週休２日制モデル工事の実施にあたっては、「週休２日制モデル工事（営繕工事）試行要領」（令和２年７月　富山県土木部）に基づくものとする。この試行要領は、富山県土木部営繕課のホームページから入手できる。(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1508/kj00021742.html)

・週休２日制モデル工事【発注者指定型】
本工事は、発注者が週休２日の実施を受注の条件とするものである。

・週休２日制モデル事業【受注者希望型】
本工事は、受注者が工事着手日前に、発注者に対して、工事打合せ簿にて週休２日に取り組む旨を協議したうえで取り組むものである。

※週休２日制モデル事業ではない
ただし、受注者から希望があり、発注者と協議が整った場合は、週休２日制モデル事業【受注者希望型】と同様の取扱いができる。

31 余裕期間制度

余裕期間制度の実施にあたっては、「富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領」または「富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（発注者指定方式）試行要領」に基づくものとする。この試行要領は富山県土木部建設技術企画課のホームページから入手することができる。(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/kj00017585.html)

・フレックス方式対象工事
本工事は、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる工事である。

・発注者指定方式対象工事
本工事は、工事期間や工事の始期が限定されるという施工条件のもと、発注業務の計画的な履行と平準化を図るため、全体工期内で発注者が余裕期間と実工期を指定する工事である。

32 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

本工事は、受発注者の移動時間の削減や、感染症拡大予防のため、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（令和２年８月　富山県土木部）」の内容に従い、実施することができる。

(1-2) 一般共通事項2

① 適用基準等

※ 建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修　平成28年版)
※ 国土交通大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領（平成28年度版）による工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編　平成30年版」
※ 富山県電子納品運用ガイドライン（案）［建築工事編］（平成31年４月）
・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説　　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）

② 適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
・地区の区分に応じた風速（Vo(m/sec)）　　※３０　・３２
・地表面粗度区分　　・Ⅰ　　・Ⅱ　　※Ⅲ　　・Ⅳ
※多雪区域の指定

③ 施工条件

施工時間、工程、安全対策、工事用道路、仮設設備等は監督職員と協議する。

④ 建築材料等

※ 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上のものとする。
但し、同等以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
使用する建築材料等に「富山県グリーン購入調達方針」で定めるものがある場合には、それに適合するものとする。
・ 本工事で使用する下記の品目については、公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針において優先利用グループに区分されている製品を利用する。

工種	品目	規格

ただし、その製品の入手が困難な場合は、監督職員と協議し、通常製品（新材で製造された製品）へ変更できるものとする。
・「公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針」に基づき、パイロット工事として下記の製品を利用する。

工種	品目	規格	製品名

⑤ 技能士

適用工事種別	技能検定の職種
仮設工事	⊙とび作業
土・地業工事	・ウェルポイント工事作業
鉄筋工事	・鉄筋施工（・鉄筋施工図作成作業　・鉄筋組立て作業）
コンクリート工事	・型枠工事作業　　・コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	・とび作業　　・鉄工（・構造物鉄工作業　・構造物原図作業）
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業
押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ工事作業
防水工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　　・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業
	・ｼｰﾄ防水工事作業（・合成ｺﾞﾑ系　・塩化ﾋﾞﾆﾙ系）
	・塗膜防水工事作業（・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系　・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系）
	⊙ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業　・FRP防水工事作業
石工事	・石材施工(石張り施工)
タイル工事	・タイル張り作業
木工事	・大工工事作業
屋根及びとい工事	・内外装板金作業　　・ﾀﾞｸﾄ板金作業　　・かわらぶき作業
金属工事	・鋼製下地工事作業
左官工事	・左官作業　　・樹脂接着剤注入工事作業
建具工事	・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業　　・自動ﾄﾞｱ施工作業　　・ｶﾞﾗｽ工事作業
カーテンウォール工事	・金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業　　・ｶﾞﾗｽ工事作業
塗装工事	⊙建築塗装作業
内装工事	・床仕上げ工事作業（・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系　・ｶｰﾍﾟｯﾄ系　・木質系）
	・鋼製下地工事作業　　・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業
	・表装作業　　・壁装作業　　・吹付け硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱工事作業
ユニット及びその他工事	・ｶｰﾃﾝ工事作業
排水工事	・建築配管作業
舗装工事	・溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業　　・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業
植栽及び屋上緑化工事	・造園工事作業
解体工事	・解体工事施工技士

⑥ 技術検査

※建築工事監督要領による。

7 室内空気中の化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中の揮発性有機化合物等の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を提出する。
室内濃度測定対象物質
※ホルムアルデヒド　※トルエン　※キシレン　※エチルベンゼン　※スチレン
※パラジクロロベンゼン（学校施設について測定）
・フタル酸ジ-n-ブチル　・アセトアルデヒド
※測定する箇所数　　箇所、測定対象室は監督職員の指示による
測定方法

	ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド	その他の揮発性有機化合物
採取	ジニトロフェニルヒドラジン 誘導体固相吸着/溶媒抽出法	固相吸着/溶媒抽出法
分析	高速液体クロマトグラフ（ＨＰＬＣ）	ガスクロマトグラフ法

※採取法はパッシブ型採取機器により行う。

8 設備工事との取合い
設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。

⑨ 設計ＧＬ
※ 図示　　・ 設計ＧＬ＝現状ＧＬ

② 仮設工事

① 足場その他

内部足場　種別　・脚立、足場板等
外部足場　種別　⊙枠組足場　・くさび緊結式足場　・単管本足場　⊙脚立足場　⊙階段足場
外部足場の設置に当たっては、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省　基発第0424001号平成21年4月24日）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」の別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
防護ｼｰﾄ等による養生
⊙設置する　⊙養生ｼｰﾄ　・ﾈｯﾄ状養生ｼｰﾄ　・防音ｼｰﾄ　・防音ﾊﾟﾈﾙ　・
なお、出入口等の上部は必要に応じて防護棚を設ける。
・設置しない
材料、撤去材等の運搬　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種

② 既存部分の養生（改修工事の場合）

既存部分の養生方法　⊙ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ等
既存家具等の養生方法　・ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ等
既存ブラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所　・行う（図示）
固定された備品、机・ロッカー等の移動　・行う（図示）

3 仮設間仕切り（改修工事の場合）

仮設間仕切り等の種別

種　別	下　地	仕上げ材（厚さmm）	充填材（mm）	塗　装
・Ａ種	※軽量鉄骨	※せっこうﾎﾞｰﾄﾞ（※9.5　・　）	厚さ（　）	※無し
※Ｂ種	・木造	・合板（※９　・　）		・片面
・Ｃ種	単管	・防炎シート		
仮設扉	※木製扉	・合板張り程度	・行う	※無し
	・		(厚さ　)	・片面

特記事項

工事名	設計	検図	
矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事			No.
図　名	縮尺	月日	
特記仕様書1（一般共通事項等）	－		A －03

③ 防水改修工事

1 アスファルト防水

種別		施工箇所	新規防水工法の種別	脱気装置	改修用ﾄﾞﾚﾝ
保護防水	・Ｐ１Ｂ		・Ｂ－１　※Ｂ－２		
	・Ｐ１Ｂｉ　・Ｔ１Ｂｉ		・Ｂｉ－１　※Ｂｉ－２		
	・Ｐ２Ａｉ		・Ａｉ－１　※Ａｉ－２		
	・Ｐ２Ａ		・Ａ－１　※Ａ－２		
露出防水	・Ｍ４Ｃ		・Ｃ－１　※Ｃ－２ ・Ｃ－３　・Ｃ－４		
	・ＰＯＤ　・Ｍ３Ｄ		・Ｄ－１　※Ｄ－２ ・Ｄ－３　・Ｄ－４	・設ける ・設けない	・設ける ・設けない
	・ＰＯＤｉ・Ｍ３Ｄｉ ・Ｍ４Ｄｉ		・Ｄｉ－１　※Ｄｉ－２		
屋内防水	・Ｐ１Ｅ　・Ｐ２Ｅ		・Ｅ－１　※Ｅ－２		

・Ｅ－１の工程３を行う部位（※貯水槽、浴槽等常時水に接する部分　・　　）

改質アスファルトシート露出防水　熱工法

改修工法の種類	施工箇所	新規防水工法の種別
・複層（改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ×2層）		・密着 ・絶縁
・複層（改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ×1層）		・密着 ・絶縁

アスファルトの種類　※４種　・３種
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（Ｍ４Ｃ工法、Ｍ４ＤＩ工法）　※行う　・行わない
　粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ　厚さ（mm）　※1.5以上　・
　改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ　厚さ（mm）　※3.0以上　・
断熱材（屋根保護又は露出防水断熱工法）
　種類　（　　）
　厚さ(mm)　・25mm　・

立上り部の保護
・乾式保護材
　・窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞ養生したもの。
　・金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。
・れんが押え：JIS R 1250（普通れんが及び化粧れんが）による。
仕上げ塗料塗り
　種類　※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ製造所の仕様による　・
　使用量　※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ製造所の仕様による　・
脱気装置の種類及び設置数量
　種類　・　※アスファルトルーフィング類製造所の指定による
　設置数量　・　※アスファルトルーフィング類製造所の指定による

2 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水

種別	施工箇所	新規防水層の種別	シートの厚さ（mm）		脱気装置	改修用ﾄﾞﾚﾝ
・Ｍ４ＡＳ		・ＡＳ－Ｔ１	下層用	※2.5以上		
			上層用	※3.0以上		
		・ＡＳ－Ｔ２	※4.0以上			
		・ＡＳ－Ｊ２	※3.0以上			
・Ｍ３ＡＳ ・ＰＯＡＳ		・ＡＳ－Ｔ３	下層用	※1.5以上	・設ける ・設けない	・設ける ・設けない
			上層用	※3.0以上		
		・ＡＳ－Ｔ４	※4.0以上			
		・ＡＳ－Ｊ１	下層用	※1.5以上		
			上層用	※2.0以上		
		・ＡＳ－Ｊ３	※3.0以上			
・Ｍ３ＡＳＩ ・Ｍ４ＡＳＩ ・ＰＯＡＳＩ		・ＡＳ－Ｊ４	※3.0以上		・設ける ・設けない	・設ける ・設けない 防湿層
		・ＡＳＩ－Ｔ１	下層用	※1.5以上		
			上層用	※3.0以上		
		・ＡＳＩ－Ｊ1	下層用	※1.5以上		・設ける
			上層用	※2.0以上		・設けない

仕上塗料の種類、使用量
　・　※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様による
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（Ｍ４ＡＳ工法及びＭ４ＡＳＩ工法）・行う　・行わない
断熱工法の断熱材の種類、厚さ
　種類　（　　）
　厚さ(mm)　・25mm　・
脱気装置の種類及び設置数量
　種類　・　※改質アスファルトシート製造所の指定による
　設置数量　・　個/㎡　※改質アスファルトシート製造所の指定による

3 合成高分子系ルーフィングシート防水

種別	施工箇所	新規防水層の種別 厚さ（mm）	脱気装置	改修用ﾄﾞﾚﾝ
・ＰＯＳ ・Ｓ４Ｓ		・Ｓ－Ｆ１（※1.2　・　） ・Ｓ－Ｆ２（※2.0　・　） ・Ｓ－Ｍ１（※1.5　・　） ・Ｓ－Ｍ２（※1.5　・　） ・Ｓ－Ｍ３（※1.2　・　）	・設ける ・設けない	・設ける ・設けない
・Ｓ３Ｓ		・Ｓ－Ｆ１（※1.2　・　） ・Ｓ－Ｆ２（※2.0　・　）	・設ける ・設けない	
・Ｍ４Ｓ		・Ｓ－Ｍ１（※1.5　・　） ・Ｓ－Ｍ２（※1.5　・　） ・Ｓ－Ｍ３（※1.2　・　）	・設ける ・設けない	
・ＰＯＳＩ ・Ｓ４ＳＩ ・Ｓ３ＳＩ ・Ｍ４ＳＩ		・Ｓ－Ｍ１（※1.5　・　）	・設ける ・設けない	・設ける ・設けない

屋内防水

種別	施工箇所	保護層			
		平場のモルタル塗り			立上り部の保護モルタル塗り厚さ
		塗り厚さ	・床塗り工法	・下地モルタル塗り	
・Ｓ－Ｃ1	・	・	※標仕15.3.5 (2)(ｲ)及び(ｳ)に準ずる ・	※標仕15.2.5 1(4)(ｱ)に準ずる ・	※7mm以下 ・

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ　・
固定金具の材質及び寸法形状
　※厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの片面又は両面に樹脂を積層加工した鋼板
脱気装置の種類及び設置数量
　種類　・　※ルーフィングシート製造所の指定による
　設置数量　・　個/㎡　※ルーフィングシート製造所の指定による

4 塗膜防水

仕上塗料塗り（Ｓ－Ｆ１、Ｓ－Ｆ１、Ｓ－Ｍ１、Ｓ－Ｍ１の場合）
　・シルバー　・カラー　使用量　※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様による　・
新規防水層の使用分類　・非歩行　・軽歩行
断熱材の材料、厚さ
　・接着工法　※改修標仕3.5.2(3)(ｴ)(b)による
　・
　（厚さ）・25mm　・
　・機械的固定工法　※改修標仕3.5.2(3)(ｴ)(a)による
　・
　（厚さ）・25mm　・
既存下地がＰＣコンクリート部材下地及びＡＬＣパネル下地で種別S-C1の場合の処理
　目地処理（※接着工法　・　）　※図示
PC部材の入隅部の増張り（種別S-F1、SI-F1の場合）　・行う（幅　mm程度）　・行わない

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別	仕上げ塗料塗り
・ＰＯＸ		・Ｘ－１　・Ｘ－２	・製造所の仕様による
・Ｌ４Ｘ		・Ｘ－１　・Ｘ－２	
・Ｐ１Ｙ ・Ｐ２Ｙ		・Ｙ－２	保護層 ・有　・無

改修用ドレン　・設ける　・設けない
既存塗膜防水層表面仕上げ塗装の除去（ＬＡＸ工法の場合）　・行う　・行わない
脱気装置の種類及び設置数量　・設けない
　種類　・主材料製造所の指定による
　設置数量　・　個/㎡　・主材料製造所の指定による

⑤ シーリング

改修工法の種類	施行箇所
・ｼｰﾘﾝｸﾞ充填工法	
○ｼｰﾘﾝｸﾞ再充填工法	打継目地、サッシ廻り、水切部、スリーブ廻り
・拡幅ｼｰﾘﾝｸﾞ再充填工法	
・ブリッジ工法	

ﾎﾞﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶｰ張り及びｴｯｼﾞﾝｸﾞ材張り（ﾌﾞﾘｯｼﾞ工法の場合）　・適用する
シーリング材の種類及び施工箇所
　※下表以外は、改修標仕　表3.7.1を標準とする

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
○打継目地,	PS-2　ポリサルファイド系
○サッシ廻り、水切部、スリーブ廻り	MS-2　変成シリコーン系

接着性試験
　・簡易接着性試験　・引張接着性試験（対象施工部位　）
撤去既存シーリングの処理
　事前調査等
　　現場においてサンプルを採集し、専門分析機関で分析を行う。
　　採取個所　○外壁目地　・建具周囲目地　・図示
　　採取個所数　○部材が異なる毎に１箇所　・図示
　　分析によりＰＣＢの含有が確認された場合は施工調査等を行い、適切に処理を行う。
　施工調査等
　　調査範囲　・今回改修工事範囲全て　・図示
　　調査内容　シーリング使用部位及び長さの確認
　　施工範囲と工事管理区分の確認
　　仮設計画
　　廃棄物等の搬出方法

⑥ とい

といその他の材種
　○配管用鋼管　※硬質着色塩化ビニル管　○VP　・RF-VP　）現状維持
ルーフドレンのその他の材種　既設樋の上ＶＰ塗装

種別	材種	
・ろく屋根用（・　縦型　・　横型）		
・バルコニー用		
・バルコニー中継用		

とい受金物及び足金物　※改修標仕　表3.8.2による　・

7 アルミニウム製笠木

アルミニウム製笠木の種類

種　類	板厚（mm）	表面処理及び色合い	固定間隔	下地補修
ｵｰﾌﾞﾝ形式 ・押出250形	1.6以上	・A-1種　・A-2種 ・B-1種　・B-2種 ・C-1種　・C-2種 ・D種 ・ブラウン系　・ブラック ・ステンカラー	建築基準法に基づく指定する条件により定める	※行う（図示） ・行わない
ｵｰﾌﾞﾝ形式 ・押出300形	1.8以上			
ｵｰﾌﾞﾝ形式 ・押出350形	2.0以上			
ｵｰﾌﾞﾝ形式 ・板材折曲げ形	※2.0以上 ・　以上			
ｼｰﾙ形式 ・板材折曲げ形	※2.0以上 ・　以上			

既存笠木等の撤去　・行う（範囲　※図示　・　）
板材折曲げ形ｱﾙﾐﾆｳﾑ笠木の取付工法
　笠木の固定金具　※図示

④ 外壁改修工事

① 施工数量調査

調査範囲　○外壁全面　・図示の範囲
　○既存外壁仕上げ材等撤去後の躯体面（仕上げ材等撤去範囲）
調査内容
　ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
　コンクリート、モルタル及びタイル等のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。
　また、欠損部の寸法形状等を調査する。
　モルタル及びタイルの浮き部分を壁面に表示する。
　仕上げ塗材等の劣化部分、はく落部分等を壁面に表示する。
　また、既存塗膜と新規上塗り材との適合性を確認する。
調査報告書の部数　※２部

4-1 外壁改修工事共通事項

① 改修使用材料

ポリマーセメントモルタル

項　目	曲げ強さ(N/mm2)	圧縮強さ(N/mm2)	接着強さ(N/mm2)		
			標準時	湿潤時	低温時
性　能	6.0以上	20.0以上	1.0以上	0.8以上	0.5以上

表面状態	だれの下がり量は5mm以内かつ、ひび割れの発生がないこと。
透水性	裏面の濡れ、水滴の付着がないこと。
その他	1）　均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2）　高分子ｴﾏﾙｼｮﾝは、常温常湿において製造後６ヶ月保存しても変質しないこと。

ポリマーセメントスラリー

項目	注入性		保水性 (保水係数)	長　さ 変化率 (収縮) (%)	引張り接着性 (28日材齢) (N/mm2)	曲げ性能 (28日材齢) (N/mm2)	吸水性 (72時間) (%)	耐久性 (劣化曲げ強さ) (N/mm2)
	広がり速度 (cm/s)	粘調整 (粘調係数)						
品質	3 以上	0.05～ 1.00	0.35～ 0.55	3 以下	0.5 以上	5.0 以上	15 以下	5.0 以上

吸水調整材

項　目	全固形分（%）	吸水量（g）	接着強度（N/mm2）	界面破断率（%）
品質・性能	表示値±1%以内	30分間で1g以下	0.98以上	50以下

　均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

既調合モルタル

項　目	保水率（%）	単位容積質量 (kg／l)	接着強さ(N/mm2)		長さ変化率 (%)	曲げ強さ (N/mm2)
			標準時	温冷繰返し後		
品質・性能	70.0以上	1.8以上	0.6以上	0.4以上	0.2以下	4.0以上

アンカーピン
　材質　※ステンレスSUS304、呼び径４mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
注入口付アンカーピン
　材質　※ステンレスSUS304、呼び径外径６mm

4-2 コンクリート打放し仕上げ外壁改修工事

1 ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300	※130
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	※50～100	※40
	0.3以上～0.5未満	※100～200	※70
	0.5以上～1.0以下	※150～250	※130

注入材料
　※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A6024低粘度形又は中粘度形）
検査（コア抜取り）
　※行わない
　・行う　抜取り部の補修方法　・図示　・
　※充填工法（・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ　・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ）
・Ｕカットシール材充填工法

充填材料	種　別	備　考
・シーリング材	※１成分形又は２成分形 ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う　・行わない
・可とう性エポキシ樹脂	JIS A 6024による	

・シール工法
　シール材料
　　・パテ状エポキシ樹脂
　　・可とう性エポキシ樹脂
※充填工法
　充填材料
　　・エポキシ樹脂モルタル
　　・ポリマーセメントモルタル

2 欠損部改修工法

4-3 モルタル塗り仕上げ外壁改修工事

1 既存モルタル塗りの撤去

・行う（※全面　・図示の範囲）

2 ひび割れ部改修工法

・既存モルタル撤去工法（範囲は図示　撤去部分の補修は、３．欠損部改修工法による）
※樹脂注入工法

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300	※130
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	※50～100	※40　・
	0.3以上～0.5未満	※100～200	※70　・
	0.5以上～1.0以下	※150～250	※130　・

注入材料
　※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A6024低粘度形又は中粘度形）
検査（コア抜取り）
　※行わない
　・行う　抜取り部の補修方法
　　※充填工法（・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ　・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ）
・Ｕカットシール材充填工法

充填材料	種　別	備　考
・シーリング材	※１成分形又は２成分形 ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う　・行わない
・可とう性エポキシ樹脂	JIS A 6024による	

・シール工法
　シール材料
　　・パテ状エポキシ樹脂
　　・可とう性エポキシ樹脂

4-4 タイル張り仕上げ外壁改修工事

1 既存タイル張りの撤去

・外壁タイル張り全面　・図示の範囲
　撤去範囲　※下地モルタルまで　・張付けモルタルまで　・タイルのみ

2 ひび割れ部改修工法

改修箇所　※既存タイル張り面
　　・既存タイル撤去面（・コンクリート面　・モルタル面）
※樹脂注入工法

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300	※130
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	※50～100	※40
	0.3以上～0.5未満	※100～200	※70
	0.5以上～1.0以下	※150～250	※130

注入材料
　※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A6024低粘度形又は中粘度形）
検査（コア抜取り）　※行わない
　・行う（抜取り部の補修方法：　　）
・Ｕカットシール材充填工法（既存タイル張り撤去面）

充填材料	種　別	備　考
・シーリング材	※１成分形又は２成分形 ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ※行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂	JIS A 6024による	

3 欠損部改修工法

・タイル部分張替え工法　・タイル張替え工法
　接着材の種類
　　※ポリマーセメントモルタル（4-1.1による）
　　・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地
　位置　※改修標仕　表4.5.1による　・図示
タイル下地等の均しモルタルの接着力試験　・行う　※行わない
・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
　タイル張りの工法
　　外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り
　　外装ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り
・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
　シーリングの種類
　　打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系　・
　　伸縮調整目地その他の目地　※変成シリコーン系　・

4 浮き部改修工法

モルタルを撤去しない場合

改修工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数		注入口の箇所数		注入量 (箇所/m1)
	一般部	指定部	一般部	指定部	
・アンカーピニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・			※25 ・
・アンカーピニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・
・アンカーピニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・			※25 ・
・注入口付アンカーピニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・
・注入口付アンカーピニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・
・充填工法					
・モルタル塗替え工法					

5 タイルの形状、寸法等

タイルの種類

施工箇所	形状寸法 (mm)	再生材適用	きじ			うわぐすり		役物		色			耐汚り性	耐凍害性	備考
			磁器	せっ器	陶器	施釉	無釉	あり	なし	標準	特注				

備考欄に記載された商品名等は、品質の程度を示すための参考商品名である。
役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする
　タイルの見本焼き　※行わない　・行う
　タイルの試験張り　※行わない　・行う

6 目地改修工法

・目地ひび割れ部改修工法
・伸縮調整目地改修工法
　伸縮調整目地の位置及び寸法　・図示

特記事項	工事名 矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事	設計	検図	No. A －04
	図　名 特記仕様書　2（建築改修工事その１）	縮尺 －	月日	

4-2 塗り仕上げ外壁改修工事

① 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整

既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法

工　法	処理範囲	下地ひび割れ部等の補修
・サンダー工法	・図示　・既存仕上面全体	・ひび割れ部改修工法
⊙高圧水洗工法	・図示　⊙既存仕上面全体	・浮き部改修工法
・塗膜はく離剤工法	・図示　・既存仕上面全体	・欠損部改修工法
・水洗い工法	・図示　・既存仕上面全体	

② 下地調整材

⊙ 下地調整塗材
⊙ポリマーセメントモルタル（4-1.1による）　（　C－2　）
階段室（C-2）外部巾木、壁面（C-1）

③ 仕上げ塗材仕上げ

種類、仕上げの形状、工法

種　類	呼び名	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｓｉ	・砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Ｓｉ	・ゆず肌状（・ﾛｰﾗｰ　・吹付）
	・外装薄塗材Ｅ	・さざ波状
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・着色骨材砂壁状（・吹付　・こて）
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・凹凸状
	・外装薄塗材Ｓ	
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材Ｃ	・吹放し　・凸部処理　・平たん状
	・外装厚塗材Ｓｉ	・掻き落とし
	・外装厚塗材Ｅ	・凹凸状（・こて　・ﾛｰﾗｰ）　・ひき起し
⊙複層仕上塗材	・複層塗材Ｅ	⊙ゆず肌状　・凸部処理　⊙凹凸状（壁面）　（階段室）
	・複層塗材ＲＥ	
	・複層塗材ＣＥ	
	・複層塗材Ｓｉ	
	・複層塗材Ｅ	
	・複層塗材ＲＥ	
	・可とう形複層塗材ＣＥ	
	・複層塗材ＲＳ	
	・防水形複層塗材ＣＥ	
	・防水形複層塗材Ｅ	
	⊙防水形複層塗材Ｅ（透湿型）	防水形複層塗材Ｅ（透湿型）を使用する場合の所要量 ※メーカー推奨所要量による
	・防水形複層塗材ＲＥ	
・可とう系改修用仕上塗材	・可とう系改修塗材Ｅ	・平たん状　・さざ波　・ゆず肌状
	・可とう系改修塗材ＲＥ	耐候性　※耐候形３種
	・可とう系改修塗材ＣＥ	上塗材 溶媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系 樹脂　※アクリル系 外観　※つやあり　・つやなし ・メタリック

防火材料　・建築基準法に基づく指定又は認定を受けた材料とする。

4 マスチック塗材仕上げ

種別　・Ａ種　・Ｂ種

⑤ 外部巾木用浸透性吸水防止材 超耐久性樹脂塗料

ｺﾝｸﾘｰﾄ打放保護工法
仕上げの形状　・　ｸﾘｱ防水被膜　工法　・　ﾗﾝﾃﾞｯｸｽｺｰﾄNWS疎水剤　B工法同等（打放改修工法）
外壁用仕上塗材の耐候性　※JIS A 6909 の耐候性1種相当　・
下地挙動緩衝材の適用　・適用する　・適用しない
吹付け工法の模様材の種類　・水性カチオン系プライマー　・所要量　0.1　[kg/㎡]
外壁用仕上塗料の種類　・超疎水性無機質系撥水塗材　・所要量　0.20　[kg/㎡]

5 建具改修工事

1 改修工法

改修工法	適用箇所
・かぶせ工法	※建具表による
・撤去工法	※建具表による

2 ガラス用フィルム

種類	記号	日射調整	その他性能等
・ 衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	※ GI-1（内張り） ・ GI-2（外張り）	・ あり ・A　・B　・C	
・ 層間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ GD-1（内張り） ・ GD-2（外張り）	・D　・E ・ なし	
・ 日射調整フィルム	※ SC-1（内張り） ・ SC-2（外張り）	・A　・B　・C ・D　・E	
・			

品質　JIS A 5759による。

6 内装改修工事

1 基本要求品質

特記以外の建物内部に使用するユニット及びその他工事の既製品等の品質、又は製品を構成する材料のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種

2 改修範囲

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・図示の範囲
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・図示の範囲
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※既存のまま
・図示の範囲

3 既存床の撤去、下地補修

ビニル床シート等の除去　※仕上げ材のみ（接着剤とも）
・下地モルタルとも（※図示の範囲　・除去範囲全て）
合成樹脂塗り床材の除去工法　・機械的除去工法　・目荒し工法
改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内

4 既存壁の撤去、下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※図示
・モルタル塗り
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置　・適用する（範囲は図示）
※ｽﾃﾝﾚｽ製ｱﾝｶｰﾋﾟﾝを、縦横 200mm 程度の間隔に打ち込み、ｽﾃﾝﾚｽﾗｽ等を張る。
・図示

5 軽量鉄骨天井下地

既存の埋込インサート　・使用する　・使用しない
あと施工アンカーの引抜き試験　・行う　・行わない
荷重　・40N
箇所数　・当該階において３箇所程度　・図示
天井下地材における耐震性を考慮した補強　・行う　補強箇所　※　図示
補強方法　※　図示

⑦ 塗装改修工事

① 材料

建物内部に使用するユリア樹脂等を用いたホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種
防火材料　※屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする。
・次の箇所を除き、防火材料とする。（箇所：　　）

② 下地調整

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
※塗替え面積の30%　・図示　・

③ 錆止め塗料塗り

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	下地調整の種別 新規	ひび割れ部の補修（補修方法等は図示）
木部	※ＲＢ種　・	・ＲＡ種　・ＲＢ種	
鉄鋼面	⊗ＲＢ種　・	※ＲＡ種	
亜鉛めっき面	⊗ＲＢ種　・	※ＲＡ種	
亜鉛めっき面（鋼製建具）	※ＲＢ種　・	※ＲＣ種	
モルタル面、プラスター面	※ＲＢ種　・	・ＲＡ種　・ＲＢ種	・行う　・行わない
コンクリート面（DP以外）、ALCパネル面	※ＲＢ種　・	※ＲＡ種	・行う　・行わない
押出成形セメント板	・ＲＡ種　・ＲＢ種 ・ＲＣ種	・ＲＡ種　・ＲＢ種	・行う　・行わない
コンクリート面（DP）	・ＲＢ種　・ＲＣ種	※ＲＡ種	・行う　・行わない
せっこうボード面及びその他ボード面	※ＲＢ種　・	・ＲＡ種　・ＲＢ種	

錆止め塗料の種類　※JIS K 5674　・

塗装面			塗料	工程
鉄鋼面	EP-G以外	塗替え	※Ａ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	※Ａ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	※Ａ種	※Ｂ種　・
	EP-G	塗替え	※Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	※Ｂ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	※Ｂ種	※Ｂ種　・
亜鉛めっき面	EP-G以外	塗替え	⊗Ａ種　・Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	※Ａ種　・Ｂ種	※Ａ種　・
	EP-G	塗替え	※Ｃ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	※Ｃ種	※Ａ種　・

④ 塗装

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り（SOP） 塗料の種別 ※１種　・２種	木部屋外	※Ｂ種　・	※Ａ種
	木部屋内	※Ｂ種　・	※Ｂ種
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※Ａ種　・	※Ｂ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※Ｂ種　・	※Ｂ種
・クリヤラッカー塗り(CL)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・フタル酸樹脂エナメル塗り(FE)			
・アクリル樹脂非水分散型塗料塗り(NAD)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
⊙耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面　上塗り等級（　）級	・	※Ａ種
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（3）級	・Ａ種 ・Ｂ種	※Ａ種 ⊙Ｃ種
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面		
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	屋内の木部	※Ｂ種　・	※Ａ種
	屋内の鉄鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
⊙合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※Ｂ種	⊙Ａ種　※Ｂ種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)		※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・オイルステン塗り(OS)			
・木部保護塗料塗り(WP)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種

EP-G塗り（ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、ﾌﾟﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面）の塗替えの場合のしみ止め
※改修標仕 表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・
EP塗りの塗替えの場合のしみ止め
※改修標仕 表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

8-1 耐震改修工事以外の躯体改修範囲

1 あと施工アンカーの材料

あと施工アンカーの材料
・金属拡張アンカー
セット方式　※本体打込み式改良型
※接着系アンカー
セット方式　※カプセル方式（・回転打撃型　・打込み型）
・注入方式（・現場調合型　・カートリッジ型）
接着剤の品質　※有機系　・無機系
アンカー筋の種類
・改修標仕 表8.2.1の異形棒鋼　・全ねじボルト
既存コンクリートの不良個所の確認
※アンカー施工部位の既存コンクリートは目荒し後、目視及び打診により状況を確認し、じゃんか等不良個所を発見した場合には、監督職員と協議すること。

8-2 耐震改修工事

1 あと施工アンカーの材料

あと施工アンカーの材料
・金属拡張アンカー（耐震補強用）
セット方式　※本体打込み式改良型
※接着系アンカー
セット方式　※カプセル方式（・回転打撃型　・打込み型）
・注入方式（・現場調合型　・カートリッジ型）
接着剤の品質　※有機系　・無機系
アンカー筋の種類
・改修標仕 表8.2.1の異形棒鋼　・全ねじボルト
柱底均しモルタル
※無収縮モルタル　（ ※改修標仕8.2.12(1)(ｱ)から(ｴ)による ）　・

2 モルタル及びグラウト材

グラウト材
無収縮グラウト材の材質等

混和材料	セメント系（酸化カルシウム及びカルシウム・サルファ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するものとする
セメント	JIS R 5210（ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ）による普通または早強ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄとする。
砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する ただし、現場調合形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない。

無収縮グラウトの品質及び試験方法（現場調合形においては標準使用量・配合値）

ブリージング	練り混ぜ２時間後のブリージング率：2.0%以下	
凝結時間	凝結開始時間	１時間以上
	終結時間	10時間以内
無収縮性	材齢　７日	収縮しない
圧縮強度	材齢　３日	20N/mm2以上
	材齢２８日	40N/mm2以上
付着強度	材齢２８日	2.5N/mm2以上
塩化物量	0.30kg/m3以下	
試験方法	1)NEXCO試験方法　試験方法312-1999「無収縮モルタル品質管理試験方法」による。プレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合はプレミックスのみ試験を行う	
	2)塩化物の試験は、JIS A 1144「フレッシュコンクリートの中の水の塩化物イオン濃度試験方法」による。	

3 連続繊維シート巻き

材料・形状　採用した工法の規定を満足するもの
材質　引張り強度（含浸硬化後）　・2500N/mm2以上
・3000N/mm2以上
ヤング係数（含浸硬化後）　・2.35×10^5N/mm 程度
・2.00×10^5N/mm 以上
工法　※（一財）日本建築防災協会の評価を受けた工法　・
下地調整
ひび割れ部の改修工法の種類
・樹脂注入工法　・Ｕカットシール材充填工法　・シール工法
柱の隅角部の面取り
※工法の評価内容による
連続繊維補強材の引張強度試験
引張強度試験　※JIS A 1191(ｺﾝｸﾘｰﾄ用連続繊維ｼｰﾄの引張試験方法）による
試験数量　※図示
連続繊維補強材の付着強度試験
付着強度試験　※JIS A 6909(建築用仕上塗材）による
試験数量　※図示

4 あと施工アンカーの穿孔

穿孔機械
※ハンマードリル　・コアドリル
穿孔前の既存鉄筋及び埋込み配管・配線等の探査
範囲　※あと施工アンカー施工部分全て　・図示
方法　※鉄筋探査器（金属探知機）により探査し、鉄筋、配管等の位置の墨出しを行う
鉄筋探査器の探査方式
・電磁波レーダー法（３Ｄ表示対応型）
・電磁波レーダー法又は電磁誘導法
・はつり出しによる
既存コンクリートの不良箇所の確認
※アンカー施工部位の既存コンクリート目荒し後、目視及び打診により状況を確認し、じゃんか等不良箇所を発見した場合には、監督職員と協議すること。

5 あと施工アンカーの施工確認試験

試験方法
・引張試験　・
１ロット　※１日に施工されたものの径及び仕様ごと　・
試験箇所数　※３本／ロット　・

6 鉄骨の錆止め塗装

錆止め塗料の種類　※JIS K 5674　・

下地の種類	種別		適用箇所
鉄鋼面	※Ａ種	・Ｂ種	屋外、屋内
亜鉛めっき面	※Ａ種	・Ｂ種　・Ｃ種	屋外、屋内
鋼製スリーブの内側	※Ａ種	・Ｂ種	鉄骨に溶接されたものに限る

7 既存コンクリート面の目荒し

適用範囲
※既存コンクリートとの打継ぎ面
※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充てん部の接合面
・
目荒らしの程度
※柱・梁面　打継ぎ面又は接合面全面の15～30%程度
※壁面　打継ぎ面又は接合面全面の10～15%程度
・
目荒らしの範囲
※平均深さ　２～５mm 程度の凹部を全体にわたって施す

8 コンクリートの打込み工法等

部位毎のコンクリートの打設工法の指定

補強工法	打設工法	部位
・現場打ちコンクリート壁の増設工事	・工法指定なし	・全ての増設壁　・図示による
	・流込み工法8.21.8(1)(7)(2)	・全ての増設壁　・図示による
	・圧入工法　8.21.8(1)(7)(3)	・全ての増設壁　・図示による
	・	・図示
・鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・工法指定なし	・全ての増設壁　・図示による
	・流込み工法8.21.8(1)(7)(2)	・全ての増設壁　・図示による
	・圧入工法　8.21.8(1)(7)(3)	・全ての増設壁　・図示による
	・	・図示
	・工法指定なし	
	・流込み工法8.21.8(1)(7)(2)	
	・圧入工法　8.21.8(1)(7)(3)	

9 スリットの施工

スリット部の配管等の探査
※鉄筋探査器（金属探知機）により探査し、鉄筋、配管等の位置の墨出しを行う
鉄筋探査器の探査方式
・電磁波レーダー法（３Ｄ表示対応型）
・電磁波レーダー法又は電磁誘導法
・はつり出し
スリット充填材
・耐火材　使用箇所及び仕様　※図示
・遮音材　使用箇所及び仕様　※図示

⑨ 環境配慮改修工事

1 石綿含有建材の除去

・分析による石綿含有建材の調査
分析方法　※　定性分析はJIS A1481-1又はJIS A1481-2
定量分析はJIS A1481-3又はJIS A1481-4による。
分析結果については、監督職員に報告すること。

材 料 名	採取場所	箇所数	分析方法
			※ 定性分析　・ 定量分析
			※ 定性分析　・ 定量分析
			※ 定性分析　・ 定量分析

石綿粉じん濃度測定
※行う　測定室（　　）

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・各1点　・各2点　・各3点
・	測定２		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・各1点　・各2点　・各3点
・	測定４		ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	・各1点　・各2点
・	測定５		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	・集じん・排気装置各１点 ・各1点
・	測定６		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点
・ ・	測定７ 測定８	処理作業後（隔離ｼｰﾄ撤去前）	処理作業室内 施工区画周辺又は敷地境界	・各1点　・各2点 ・4方向各1点
・	測定９	処理作業後	処理作業室内	・各1点　・各2点　・各3点
・	測定１０	シート撤去後１週間以降	調査対象室外部の付近	・各1点　・各2点

2 ﾘﾌﾗｸﾄﾘｰｾﾗﾐｯｸﾌｧｲﾊﾞｰの処理

施工調査
※ﾘﾌﾗｸﾄﾘｰｾﾗﾐｯｸﾌｧｲﾊﾞｰ含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりﾘﾌﾗｸﾄﾘｰｾﾗﾐｯｸﾌｧｲﾊﾞｰを含有している建築材料等の使用の有無について調査する。
調査範囲　※図示
貸与資料　（　　）
除去処理対象物
除去対象範囲　※図示
除去方法　※図示
処分　※埋立処分（安定型最終処分場）

3 ガラス改修工事

複層ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ
・建具表による
断熱性による区分
・T1　・T2　・T3　・T4　・T5　・T6
日射取得性、日射遮へい性による区分
・G　・S
乾燥気体の種類
・空気　・

4 断熱・防露改修工事

断熱材は、原則として「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」における特定調達品目を使用する。
ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種

種　類	発泡材の種類	種　類	厚さ(mm)	施工箇所
・ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材	・		・	・
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（ｽﾄﾚﾝなし）	・	・保温板(2種b)	・25	・
		・保温板(3種b)	・25	・
・硬質ウレタンフォーム断熱材	※A種		・	・
・ポリエチレンフォーム断熱材	・	・	・	・
・フェノールフォーム断熱材（3種2号除く）	・	・	・	・
・		・	・	・

工　法	・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類	※A種１又はA種1H　・B種
厚さ(mm)	・２５　・３０　・
施行箇所	※窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレイン周りの床板下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ・図示 ・

・断熱材後張り工法
断熱材の種類（　　）
断熱材の厚さ（　　）

5 屋上緑化改修工事

植栽基盤及び材料
・屋上緑化軽量システム　・適用する　・適用しない
芝及び地被類の樹脂並びに種類等　※図示
見切材、舗装材、排水孔、マルチング材等　※図示
支柱　・設置する（種類　・図示　・　）
かん水装置　・設置する（工事区分は図示による）
既存保護層の撤去　・行う

⊙アスベスト含有分析
外壁・天井等調査実施済箇所について

調査済箇所（材料名）	含有の有無
１号棟　外装(外壁)（ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付）（下地調整材含む）	・なし　●あり（含有物質名：　クリソタイル）0.1-5%

※既存下地調整材にクリソタイル(石綿含有)
既存塗膜の上に新設塗膜を塗布する際、既存塗膜を除去しない様子分に留意の上、施工を実施すること

測定方法
・自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定 4 ・測定 5	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)
・測定 4　・ ・測定 5	25	5	30
・測定 ・	47	10	120
・測定 ・	47	10	240
・測定 ・			

石綿含有建材の処理　（既存仕上材の上から透湿性防水形複層材を用いて
・石綿含有吹付け材の除去　石綿除去をせずに外壁改修工事を実施する）
除去対象範囲
除去工法
除去した石綿含有吹付け材等の処理　※密封処理　※湿潤化　・固形化
・石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲
除去工法　・改修標仕9.1.4(3)による（原形のまま、手ばらしが可能な場合）
・改修標仕9.1.3(2)による（損傷、劣化等で石綿粉塵を発散するおそれがある場合）
除去した石綿含有吹付け材の処理　※密封処理　※湿潤化　・固形化
・石綿含有成形板の除去
除去対象範囲

施工調査
※ﾘﾌﾗｸﾄﾘｰｾﾗﾐｯｸﾌｧｲﾊﾞｰ含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりﾘﾌﾗｸﾄﾘｰｾﾗﾐｯｸﾌｧｲﾊﾞｰを含有している建築材料等の使用の有無について調査する。
調査範囲　※図示
貸与資料　（　　）
除去処理対象物
除去対象範囲　※図示
除去方法　※図示
処分　※埋立処分（安定型最終処分場）

複層ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ
・建具表による
断熱性による区分
・T1　・T2　・T3　・T4　・T5　・T6
日射取得性、日射遮へい性による区分
・G　・S
乾燥気体の種類
・空気　・

断熱材は、原則として「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」における特定調達品目を使用する。
ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種

種　類	発泡材の種類	種　類	厚さ(mm)	施工箇所
・ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材	・		・	・
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（ｽﾄﾚﾝなし）	・	・保温板(2種b)	・25	・
		・保温板(3種b)	・25	・
・硬質ウレタンフォーム断熱材	※A種		・	・
・ポリエチレンフォーム断熱材	・	・	・	・
・フェノールフォーム断熱材（3種2号除く）	・	・	・	・
・		・	・	・

工　法	・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類	※A種１又はA種1H　・B種
厚さ(mm)	・２５　・３０　・
施行箇所	※窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレイン周りの床板下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ・図示 ・

・断熱材後張り工法
断熱材の種類（　　）
断熱材の厚さ（　　）

5 屋上緑化改修工事

植栽基盤及び材料
・屋上緑化軽量システム　・適用する　・適用しない
芝及び地被類の樹脂並びに種類等　※図示
見切材、舗装材、排水孔、マルチング材等　※図示
支柱　・設置する（種類　・図示　・　）
かん水装置　・設置する（工事区分は図示による）
既存保護層の撤去　・行う

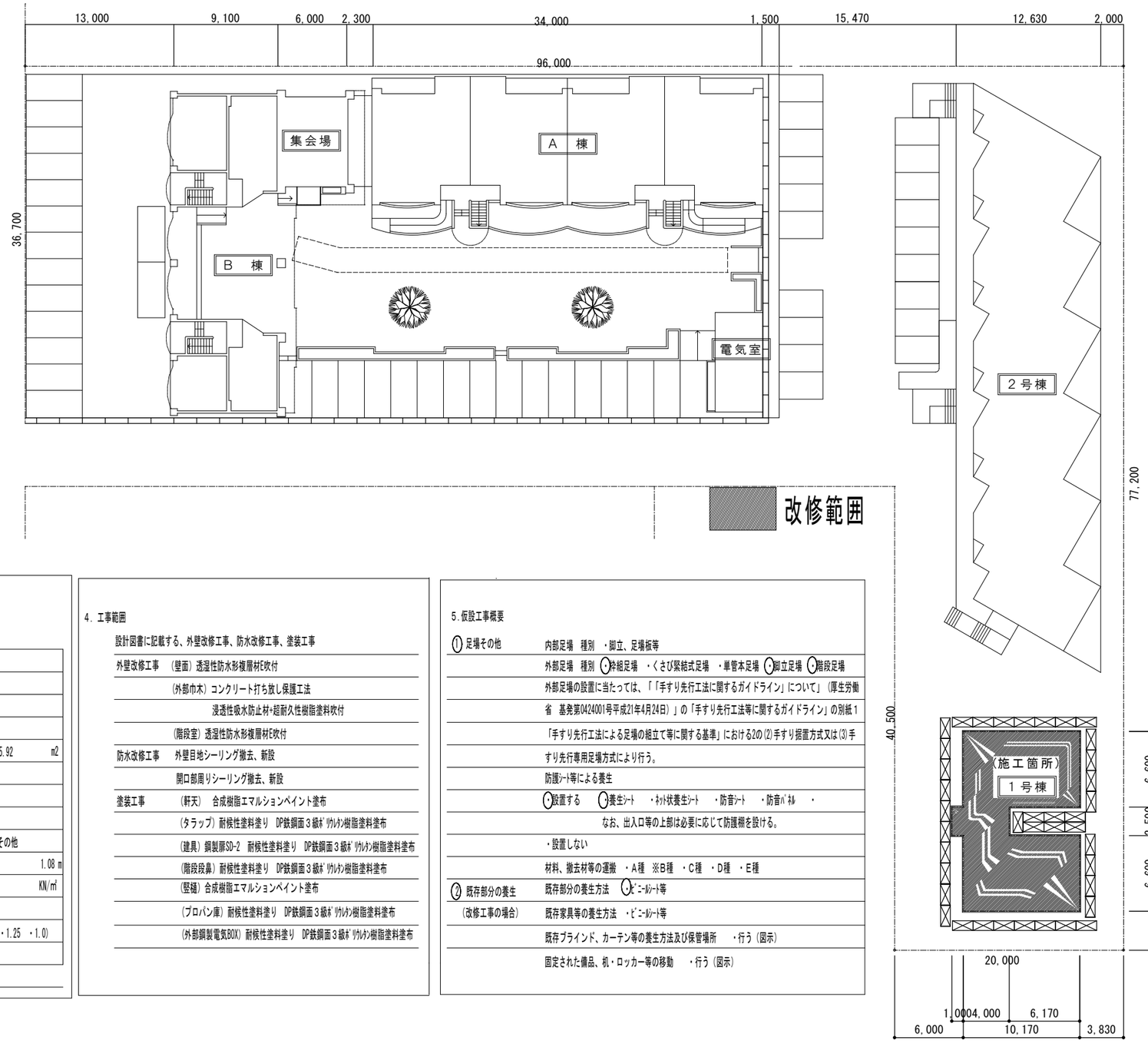

Ⅰ 工事概要

1. 工事名称　矢水町第1住宅1号棟外壁改修工事

2. 工事場所

地名　富山県小矢部市矢水町　地内		敷地面積　1号棟：　㎡	
都市計画区域　⊙内（・市街化区域　・市街化調整区域　⊙その他）　・外			
用途地域　－　地域		防火地域　－	
構造　鉄筋コンクリート造		階数　1号棟：2 階建	
建築面積　132.96　m2		延べ面積　1号棟：265.92　m2	
屋根仕上　水硬性ゴム塗膜防水(H24年度改修)			
外壁仕上　透湿性防水形複層塗材E吹付			
建築物の用途（建築基準法）：共同住宅			
耐火建築物等の別　⊙耐火建築物　・準耐火建築物（・イ　・ロ－1　・ロ－2）　・その他			
最高高さ　7.0 m	最高軒高さ　6.7 m	居室床高さ　1.08 m	
基礎形式		地盤の設計長期許容支持力度　KN/㎡	
垂直積雪量　1.5m			
耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準）	構造体　・Ⅰ類　・Ⅱ類　⊙Ⅲ類　（重要度係数　・1.5　・1.25　・1.0）		
	建築非構造部材　・A類（出入口扉除く）　⊙B類		
	建築設備　・甲類　⊙乙類		

3. 建物概要

4. 工事範囲

設計図書に記載する、外壁改修工事、防水改修工事、塗装工事

外壁改修工事	（壁面）透湿性防水形複層材E吹付
	（外部巾木）コンクリート打ち放し保護工法
	浸透性吸水防止材+超耐久性樹脂塗料吹付
	（階段室）透湿性防水形複層材E吹付
防水改修工事	外壁目地シーリング撤去、新設
	開口部周りシーリング撤去、新設
塗装工事	（軒天）　合成樹脂エマルションペイント塗布
	（タラップ）耐候性塗料塗り　DP鉄鋼面３級ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗料塗布
	（建具）鋼製扉SD-2　耐候性塗料塗り　DP鉄鋼面３級ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗料塗布
	（階段段鼻）耐候性塗料塗り　DP鉄鋼面３級ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗料塗布
	（竪樋）合成樹脂エマルションペイント塗布
	（プロパン庫）耐候性塗料塗り　DP鉄鋼面３級ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗料塗布
	（外部鋼製電気BOX）耐候性塗料塗り　DP鉄鋼面３級ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗料塗布

5.仮設工事概要

① 足場その他	内部足場　種別　・脚立、足場板等
	外部足場　種別　⊙枠組足場　・くさび緊結式足場　・単管本足場　⊙脚立足場　⊙階段足場
	外部足場の設置に当たっては、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働
	省　基発第0424001号平成21年4月24日）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」の別紙１
	「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手
	すり先行専用足場方式により行う。
	防護ｼｰﾄ等による養生
	⊙設置する　⊙養生ｼｰﾄ　・ﾈｯﾄ状養生ｼｰﾄ　・防音ｼｰﾄ　・防音ﾊﾟﾈﾙ　・
	なお、出入口等の上部は必要に応じて防護棚を設ける。
	・設置しない
	材料、撤去材等の運搬　・A種　※B種　・C種　・D種　・E種
② 既存部分の養生	既存部分の養生方法　⊙ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ等
（改修工事の場合）	既存家具等の養生方法　・ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ等
	既存ブラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所　・行う（図示）
	固定された備品、机・ロッカー等の移動　・行う（図示）

【公営住宅等ストック総合改善事業】
個別改善事業（共用部分改善）－長寿命化型
○施行要件（建築年次）
（公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱）
第５　二項　イ（長寿命化型）に該当

特記事項	工事名　矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事	設計	検図
	図　名　敷 地 配 置 図	縮尺　1/400	月日

No.
A －06

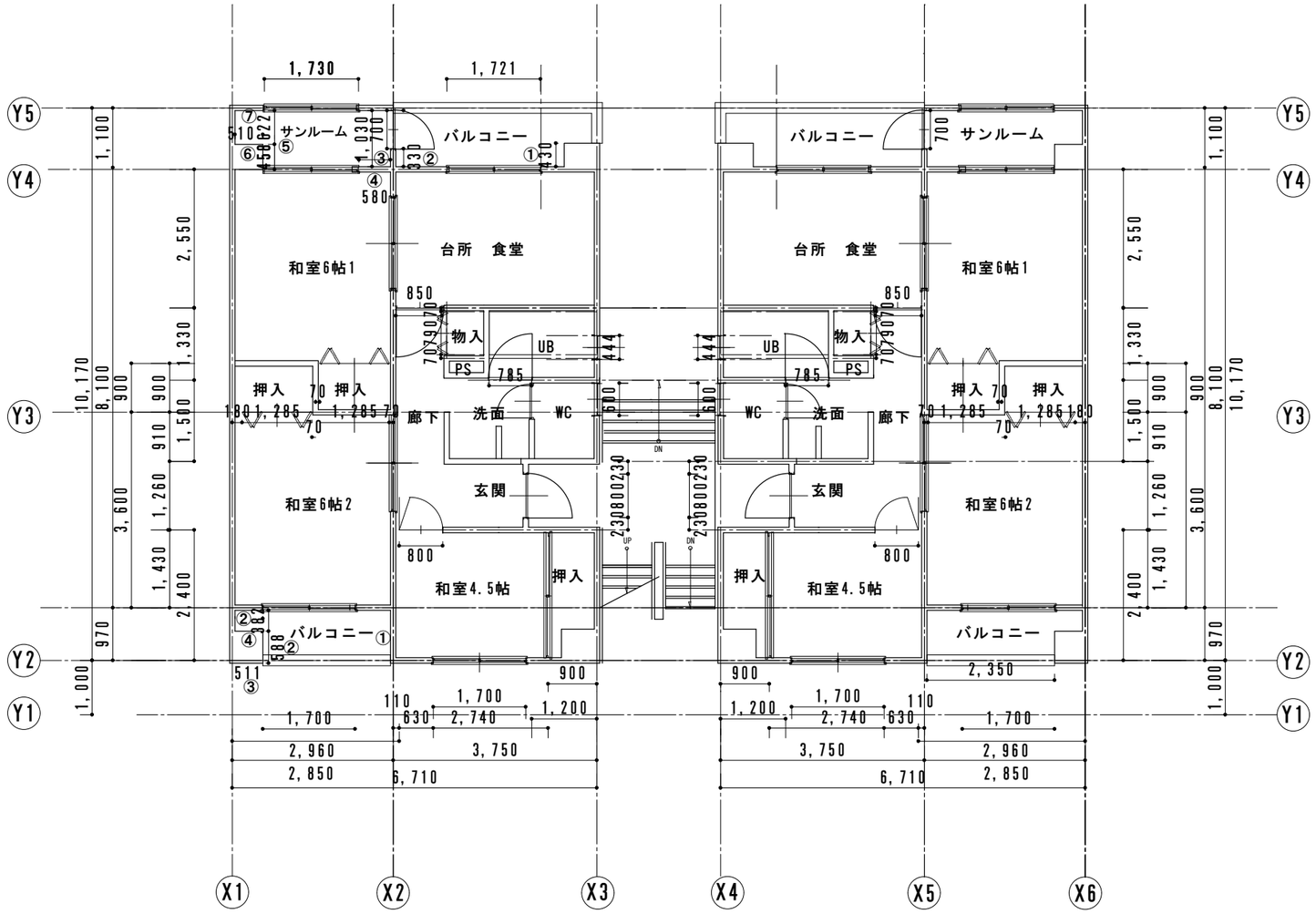

特記事項	工事名 矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事	設計	検図		No.
	図名 １階平面図	縮尺 1/100	月日		A －07

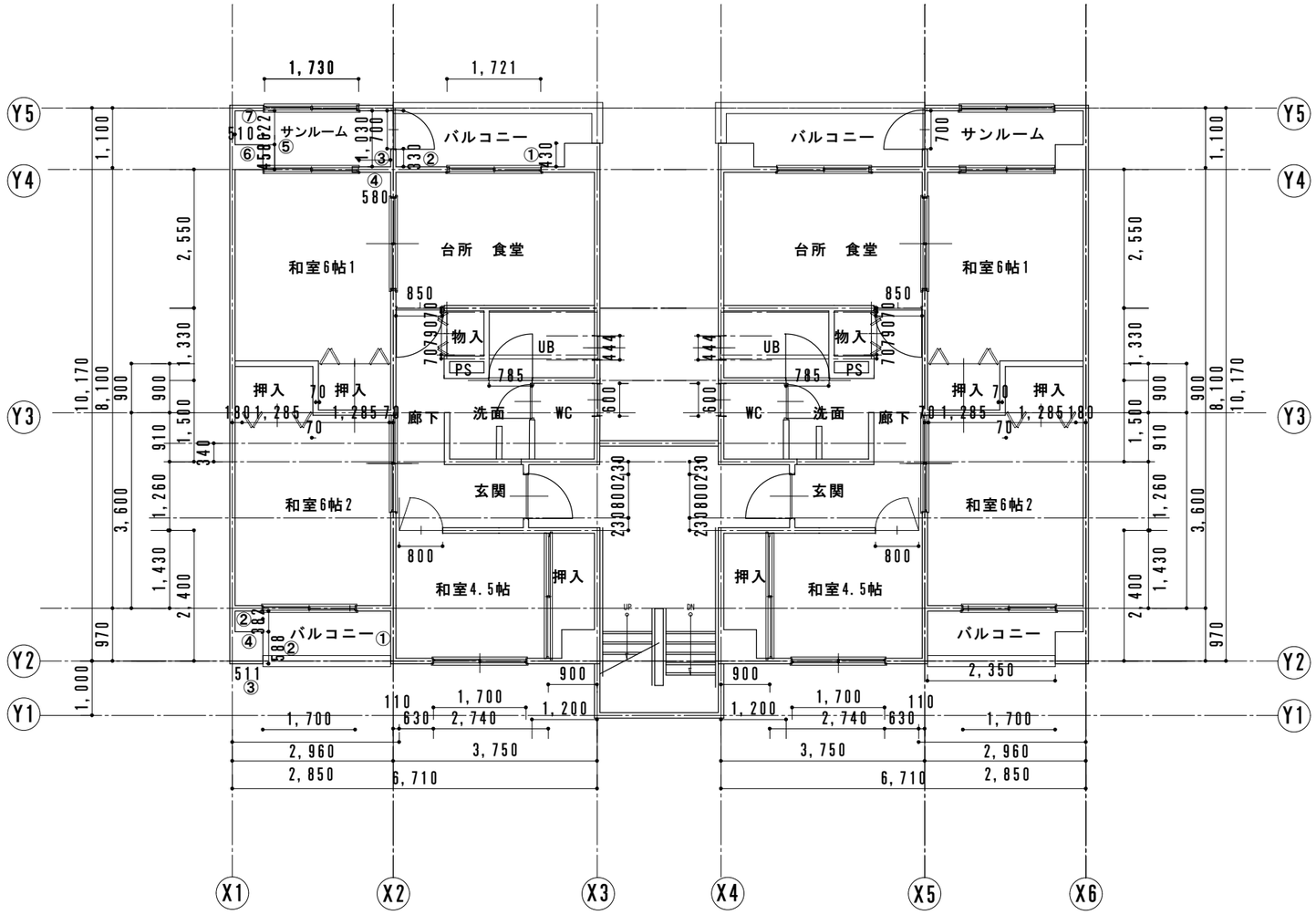

特記事項	工事名 矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事	設計	検図		No.
	図　名 ２ 階 平 面 図	縮尺 1/100	月日		A －08

外部仕上表	記 号	
外　壁	2-Ⓐ	既存仕上げ面を高圧洗浄の上、透湿性防水形複層材Ｅ（ゆず肌状ローラー仕上げ）
	3-Ⓐ	目地：既地目地シーリング撤去の上、新設シーリング（PU-2　25×10）充填
軒　裏	4-Ⓐ	既存仕上げ面を高圧洗浄の上、合成樹脂エマルションペイント塗
外部巾木	2-Ⓑ	既存仕上げ面を高圧洗浄の上、コンクリート打放し保護工法 コンクリート打放し保護工法：既存仕上げ欠損部を下地調整塗材Ｃ－１（セメント系フィラー）にて補修、浸透性吸水防止材＋超耐久性樹脂塗料
階段室	2-Ⓒ	既存仕上げ面を高圧洗浄の上、エポキシ樹脂にてクラック処理、下地調整材　Ｃ－２コテ塗り（セメント系）の上、透湿性防水形複層材Ｅ（凹凸状）
	4-Ⓓ	階段段鼻 除去の上、新設

タラップ	4-Ⓑ	既存ケレン、サンダー掛けの上、素地調整３種Ｃ、錆止め塗料（エポキシ樹脂）、中塗・上塗（２液型ウレタン樹脂）
建　具	4-Ⓒ	住戸面建具（ＳＤ－２）は既存ケレン、サンダー掛けの上、素地調整３種Ｃ、錆止め塗料（エポキシ樹脂）、中塗・上塗（２液型ウレタン樹脂）
	3-Ⓑ	既存外部建具廻りのシーリングは特記なき限り、既存シーリングを撤去の上、新設シーリング（MS-2）充填のこと。
竪　樋	4-Ⓔ	既存ＶＥの上、素地調整４種、エポキシ樹脂プライマー下塗りを下塗り、２液型ウレタン樹脂塗装
		【揚み金物】既存のまま
バルコニー	2-Ⓐ	【壁面】外壁仕上と同様
	4-Ⓐ	【軒裏】軒裏仕上と同様
		【ルーフドレイン・物干掛け】既存のまま
備　考	4-Ⓕ	【プロパン庫】外壁：既存面を高圧洗浄
		屋根：既存仕上げ面ケレン（３種Ｃ）、サンダー掛けの上、素地調整３種Ｃ、錆止め塗料（弱溶剤形エポキシ樹脂塗装）、上塗（ウレタン樹脂塗装）
	4-Ⓖ	【東面外部鋼製電気BOX】外壁：既存面を高圧洗浄
		既存仕上げ面ケレン（３種Ｃ）、サンダー掛けの上、素地調整３種Ｃ、錆止め塗料（弱溶剤形エポキシ樹脂塗装）、上塗（ウレタン樹脂塗装）

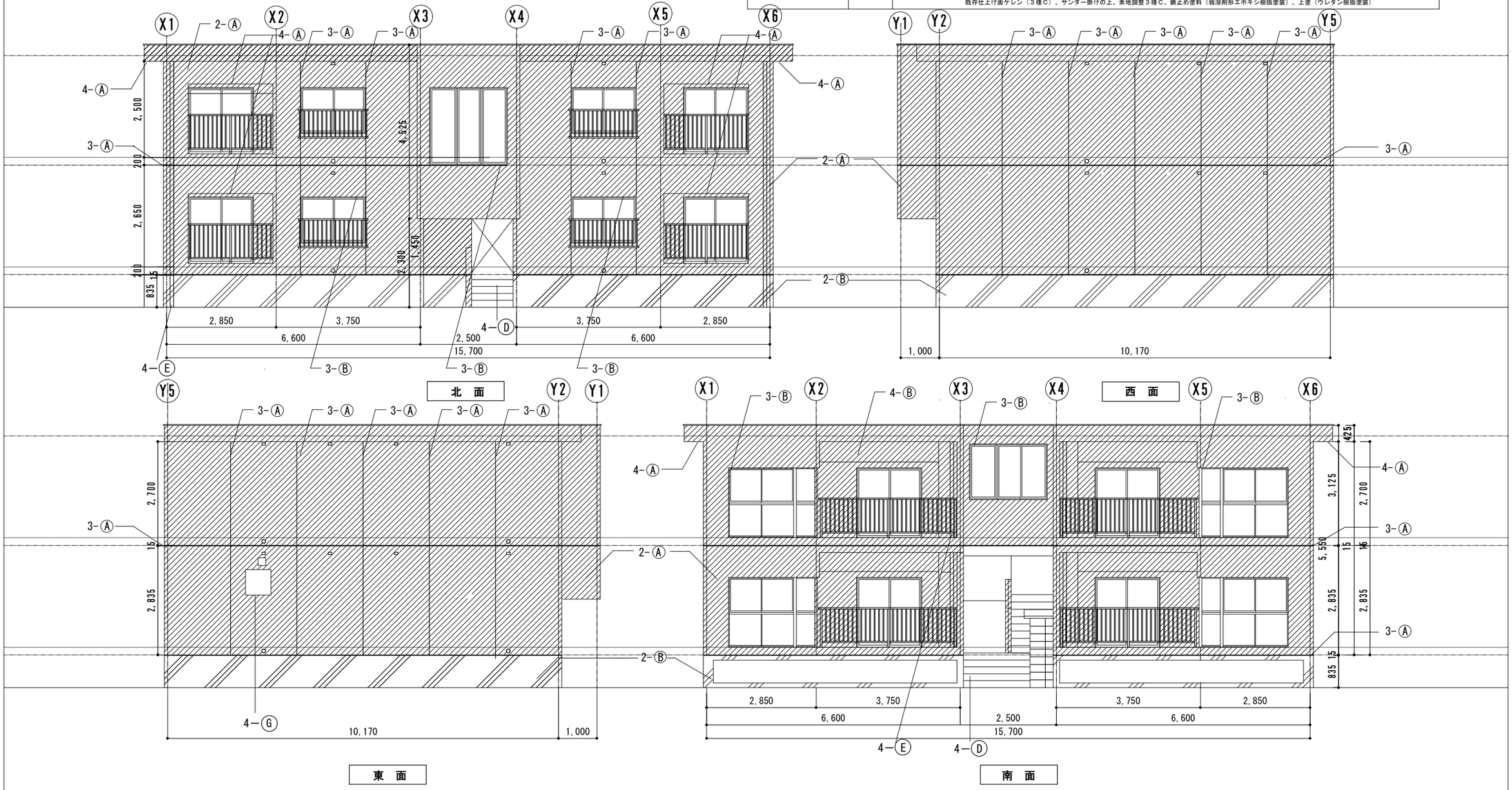

特記事項	工事名　矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事	設計	検図	No.
	図　名　立 面 図	縮尺　1/100	月日	A －09

外部仕上表	記 号	
外　壁	2-Ⓐ	既存仕上げ面を高圧洗浄の上、透湿性防水形複層材Ｅ（ゆず肌状ローラー仕上げ）
	3-Ⓐ	目地：既地目地シーリング撤去の上、新設シーリング（PU-2　25×10）充填
軒　裏	4-Ⓐ	既存仕上げ面を高圧洗浄の上、合成樹脂エマルションペイント塗
外部巾木	2-Ⓑ	既存仕上げ面を高圧洗浄の上、コンクリート打放し保護工法 コンクリート打放し保護工法：既存仕上げ欠損部を下地調整塗材Ｃ－１（セメント系フィラー）にて補修、浸透性吸水防止材＋超耐久性樹脂塗料
階段室	2-Ⓒ	既存仕上げ面を高圧洗浄の上、エポキシ樹脂にてクラック処理、下地調整材　Ｃ－２コテ塗り（セメント系）の上、透湿性防水形複層材Ｅ（凹凸状）
	4-Ⓓ	階段段鼻 除去の上、新設
タラップ	4-Ⓑ	既存ケレン、サンダー掛けの上、素地調整３種Ｃ、錆止め塗料（エポキシ樹脂）、中塗・上塗（２液型ウレタン樹脂）
建　具	4-Ⓒ	住戸面建具（ＳＤ－２）は既存ケレン、サンダー掛けの上、素地調整３種Ｃ、錆止め塗料（エポキシ樹脂）、中塗・上塗（２液型ウレタン樹脂）
	3-Ⓑ	既存外部建具廻りのシーリングは特記なき限り、既存シーリングを撤去の上、新設シーリング（MS-2）充填のこと。
竪　樋	4-Ⓔ	既存ＶＥの上、素地調整４種、エポキシ樹脂プライマー下塗りを下塗り、２液型ウレタン樹脂塗装
		【掴み金物】既存のまま
バルコニー	2-Ⓐ	【壁面】外壁仕上と同様
	4-Ⓐ	【軒裏】軒裏仕上と同様
		【ルーフドレイン・物干掛け】既存のまま
備　考		【床下換気口】既存のまま
		【正面サイン】既存のまま
	4-Ⓕ	【プロパン庫】外壁：既存面を高圧洗浄
		屋根：既存仕上げ面ケレン（３種Ｃ）、サンダー掛けの上、素地調整３種Ｃ、錆止め塗料（弱溶剤形エポキシ樹脂塗装）、上塗（ウレタン樹脂塗装）
	4-Ⓖ	【東面外部鋼製電気BOX】外壁：既存面を高圧洗浄
		既存仕上げ面ケレン（３種Ｃ）、サンダー掛けの上、素地調整３種Ｃ、錆止め塗料（弱溶剤形エポキシ樹脂塗装）、上塗（ウレタン樹脂塗装）
		外壁改修工事の際、各住戸の換気口やインターホン等の養生を行なうこと。
		既存既存外壁における目地シーリングは特記なき限り、既存シーリングを撤去の上、新設シーリング充填のこと。

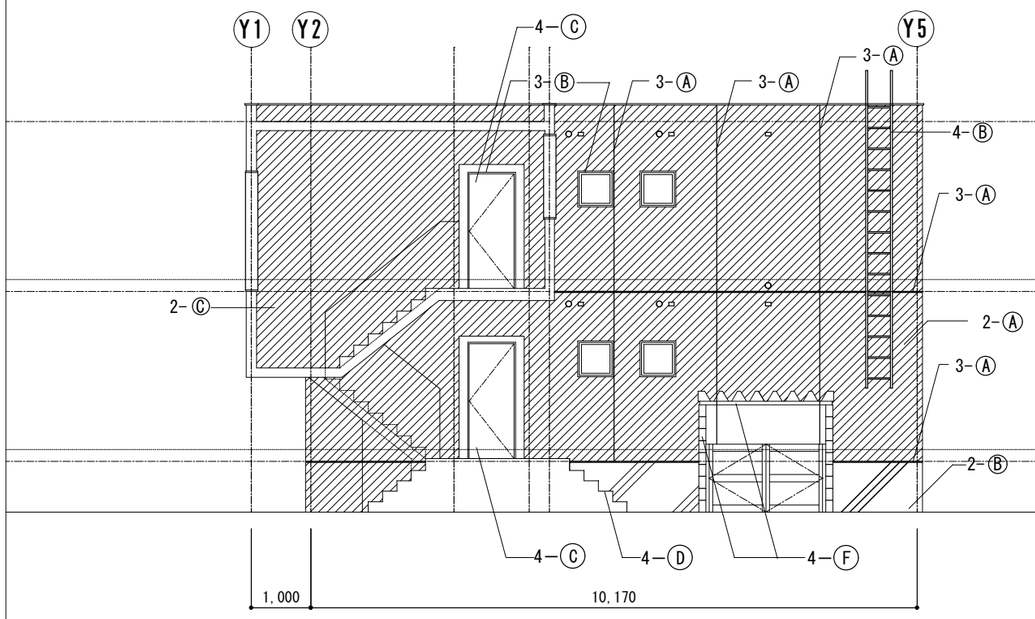

X3通り断面図

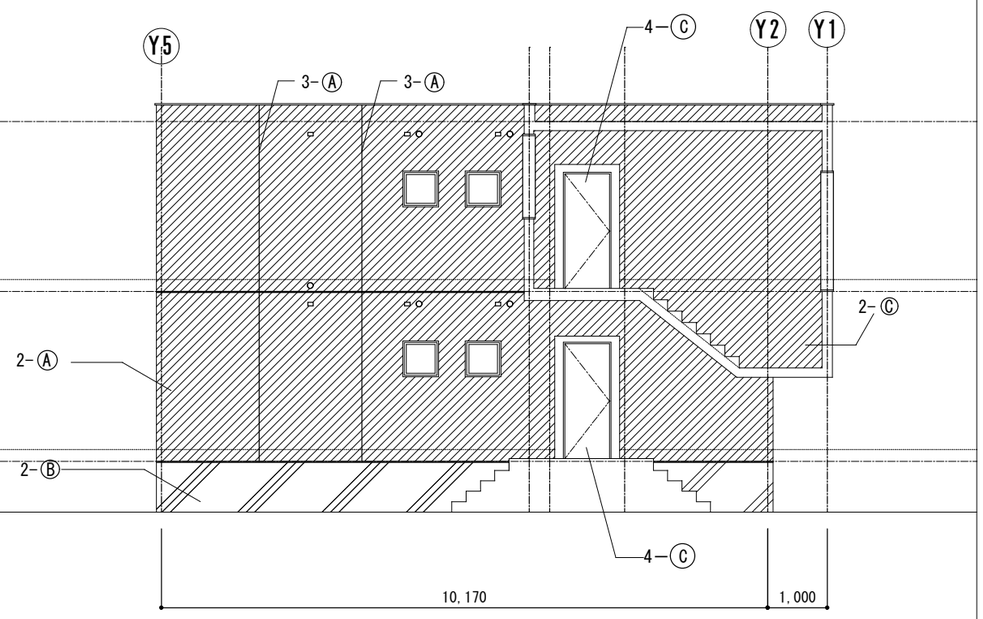

X4通り断面図

特記事項	工事名 矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事	設計	検図	No.
	図　名 断 面 図	縮尺 1/100	月日	A －10

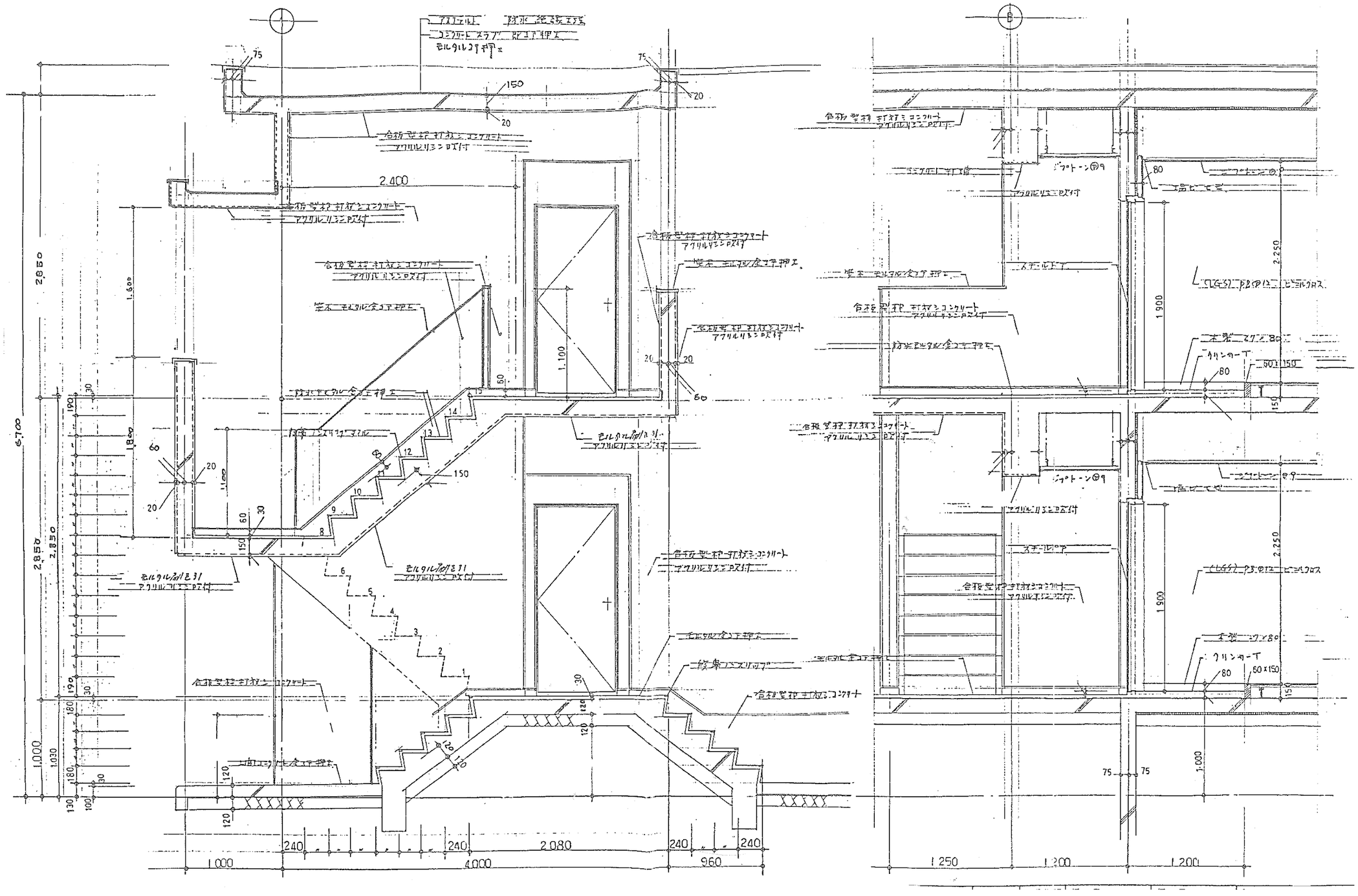

特記事項	工事名 矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事	設計	検図	No. A －11
	図 名 階段詳細図	縮尺 －	月日	

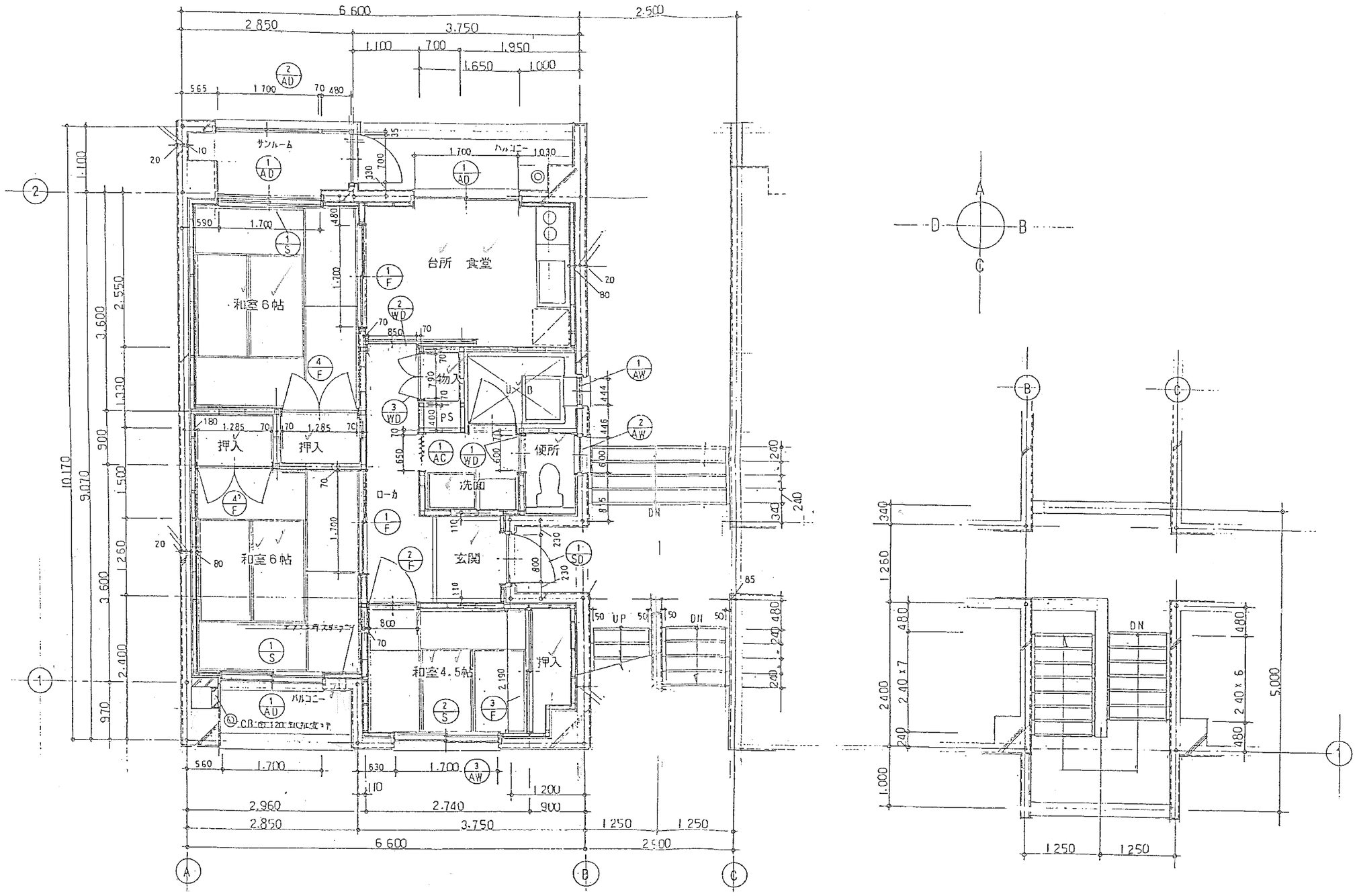

特記事項	工事名 矢水町第１住宅１号棟外壁改修工事	設計	検図	No.
	図名 平面詳細図	縮尺 －	月日	A －12